

令和 2 年川西町議会

第 3 回定例会会議録

開会 令和 2 年 9 月 8 日

閉会 令和 2 年 9 月 18 日

令和 2 年 川 西 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

(第 1 号)

令和 2 年 9 月 8 日

令和2年川西町議会第3回定例会会議録（開 会）

招集年月日	令和2年9月8日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和2年9月8日 午前10時 宣告	
出席議員	2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 総務課長 石田 知孝 会計管理者 福本 誠治 税務課長 西川 直明 総合政策課長 喜多 勲 長寿介護課長 岡田 充浩 住民保険課長 大西 成弘 事業課長 山口 尚亮 教委事務局長 吉岡 秀樹 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 健康福祉課課長補佐 川竹 純子	
	監査委員 西田 亜希子	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	5番 松村 定則 議員	6番 安井 知子 議員

川西町議会第3回定例会(議事日程)

令和2年9月8日(火)午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3		諸報告
	報告第 6 号	放棄した債権の報告について
	報告第 7 号	損害賠償の額を定める専決処分について
	報告第 8 号	健全化判断比率の報告について
	報告第 9 号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第 10 号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第 11 号	定期監査報告について
第 4	認定第 1 号	令和元年度川西町一般会計・特別会計決算について
第 5	認定第 2 号	令和元年度川西町水道事業会計決算について
第 6	認定第 3 号	令和元年度川西町下水道事業会計決算について
第 7	承認第 11 号	令和2年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第 8	議案第 41 号	令和2年度川西町一般会計補正予算について
第 9	議案第 42 号	令和2年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第 10	議案第 43 号	令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 11	議案第 44 号	令和2年度川西町水道事業会計補正予算について
第 12	議案第 45 号	川西町表彰条例の一部改正について
第 13	議案第 46 号	川西町債権管理条例等の一部改正について
第 14	議案第 47 号	川西町介護保険条例の一部改正について
第 15	議案第 48 号	財産の取得について
第 16	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 17	同意第 5 号	川西町公平委員会委員の選任について
第 18	同意第 6 号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議 長（福西広理君） 皆様、おはようございます。

これより令和2年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

なお、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年川西町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、年初より世界中で流行しております新型コロナウイルスですが、我が国におきましては、6月に一旦収束に向かったものの、7月より第2波として流行が拡大、現在に至っております。本町におきましても、この第2波の間に感染者が発生、誠に残念ではございますが、お亡くなりになられた方もおられました。

また、経済環境も、4月から6月期の我が国GDPが対前年同期比約マイナス8%、年率換算約マイナス30%に落ち込むなど、状況は非常に厳しいものとなっております。

現在、国を挙げて感染拡大の防止と経済活動の回復に向け、各種対応がなされている状況でございます。本町におきましても、引き続き感染状況、経済状況の把握に努めるとともに、感染拡大防止、予防対策の徹底に努めてまいり所存でございます。

なお、現下の状況に鑑みますと、長期戦の覚悟、また、ウィズコロナ（コロナとの共存）も念頭に、今後対応していく必要もあると考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

そのような中、本定例会に提案し、御審議をお願いするのは、令和元年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定3件、令和2年度一般会計補正予算の専決処分承認案1件、令和2年度一般会計並びに特別会計、事業会計補正予算案4件、条例一部改正、財産取得などの議案4件、人事案件3件でございます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（福西広理君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 松村定則議員、6番 安井知子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より18日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より18日までの11日間と決定いたしました。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第6号、放棄した債権の報告についてを、川西町債権管理条例第11条第2項の規定により、町長に報告を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、御報告いたします。

報告第6号、放棄した債権の報告についてでございますが、これは、水道料金の滞納者が所在不明のため、地方自治法施行令第171条の5の規定に基づく徴収停止の措置を行いましたが、相当の期間が経過し、なお徴収困難と認められることから、川西町債権管理条例第11条第1項の規定により債権を放棄するものでございます。

債権放棄の件数は1件、額は6,580円でございます。

以上でございます。

議 長(福西広理君) 町長の説明が終わりました。

本件は報告事項でありますので、御了承願います。

続きまして、報告第7号、損害賠償の額を定める専決処分について、報告第8号、健全化判断比率の報告について、報告第9号、川西町資金不足比率の報告について、報告第10号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告については、お手元に配付いたしておりますので、御清覧おきお願い申し上げます。

次に、報告第11号、令和2年6月から8月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員に報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員(西田亜希子君) 令和2年6月から令和2年8月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

堀監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和2年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行

われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和2年9月8日

監査委員 西田亜希子

議長（福西広理君） 以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、認定第1号、令和元年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、日程第18、同意第6号、川西町教育委員会委員の任命についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

日程第4、認定第1号、令和元年度川西町一般会計・特別会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町議長（竹村匡正君） 御説明いたします。

認定第1号、令和元年度川西町一般会計・特別会計決算については、令和元年度川西町一般会計のほか公営企業会計を除く4つの特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めらるものでございます。

まず、町財政の大宗を占める一般会計でございます。

令和元年度川西町歳入歳出決算書の2ページを御覧ください。

歳入総額53億4,873万203円に対し、歳出総額48億5,636万7,553円となり、歳入歳出差引額は4億9,236万2,650円、このうち翌年度へ繰り越すべき財源4,235万3,000円を控除した実質収支の額は、4億5,000万9,650円となったところでございます。

この後、一般会計決算並びに特別会計決算の詳細については、会計管理者から説明いたします。

議長（福西広理君） 会計管理者。

会計管理者（福本誠治君） それでは、引き続きまして、一般会計の歳入についてより説明いたします。

3ページをお願いします。第1款町税、予算現額11億680万3,000円に対しまして、収入済額は11億6,626万8,079円であります。

第2款地方譲与税、予算現額2,392万1,000円に対しまして、収入済額は2,592万4,002円であります。

第3款利子割交付金、予算現額270万円に対しまして、収入済額は133万9,000円であります。

第4款配当割交付金、予算現額980万円に対しまして、収入済額は897万9,000円であります。

ページをめくっていただきまして、第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額920万円に対しまして、収入済額は516万4,000円であります。

第6款地方消費税交付金、予算現額1億4,640万円に対しまして、収入済額は1億3,614万7,000円であります。

第7款自動車取得税交付金、予算現額560万円に対しまして、収入済額は432万2,617円であります。

第8款環境性能割交付金、予算現額210万円に対しまして、収入済額は149万9,000円であります。

第9款地方特例交付金、予算現額1,304万4,000円に対しまして、収入済額が2,196万4,000円であります。

第10款地方交付税、予算現額13億2,583万2,000円に対しまして、収入済額は14億9,851万5,000円であります。

第11款交通安全対策特別交付金、予算現額61万4,000円に対しまして、収入済額は60万9,000円であります。

5ページに移っていただきまして、第12款分担金及び負担金、予算現額4,207万9,000円に対しまして、収入済額は4,008万5,093円あります。

第13款使用料及び手数料、予算現額6,751万9,000円に対しまして、収入済額は6,810万1,829円あります。

第14款国庫支出金、予算現額7億5,286万2,000円に対しまして、収入済額は5億9,860万8,676円あります。

第15款県支出金、予算現額2億7,199万7,000円に対しまして、収入済額は2億6,878万457円あります。

第16款財産収入、予算現額547万8,000円に対しまして、収入済額は536万1,176円あります。

ページをめくっていただきまして、第17款寄附金、予算現額2,750万円に対して、収入済額は1,824万5,005円あります。

第18款繰入金、予算現額4億2,985万3,000円に対しまして、収入済額は4億2,283万5,000円あります。

第19款繰越金、予算現額4億4,148万3,000円に対しまして、収入済額は4億4,148万3,486円あります。

第20款諸収入、予算現額2,625万4,000円に対しまして、収入済額は2,724万3,783円あります。

第21款町債、予算現額8億5,045万5,000円に対しまして、収入済額は5億8,725万5,000円あります。

以上、歳入合計は、予算現額55億6,149万4,000円に対しまして、調定額54億9,979万7,085円、収入済額53億4,873万203円

で、不納欠損額は93万9,128円、収入未済額は1億5,012万7,754円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

次の7ページをお願いします。第1款議会費、予算現額8,374万3,000円に対しまして、支出済額は8,210万1,880円であります。

第2款総務費、予算現額13億3,007万3,000円に対しまして、支出済額は12億6,180万1,685円であります。

第3款民生費、予算現額12億7,785万6,000円に対しまして、支出済額は12億2,458万3,421円であります。

第4款衛生費、予算現額2億7,906万9,000円に対しまして、支出済額は2億6,617万2,833円であります。

ページをめくっていただきまして、第5款農商工業費、予算現額6,606万2,000円に対しまして、支出済額は6,125万8,924円であります。

第6款土木費、予算現額10億5,315万8,000円に対しまして、支出済額は7億2,317万9,439円で、翌年度繰越額は2億4,279万3,000円であります。

第7款消防費、予算現額1億8,957万9,000円に対しまして、支出済額は1億8,395万6,720円であります。

第8款教育費、予算現額8億527万4,000円に対しまして、支出済額は6億2,239万9,727円で、翌年度繰越額は1億3,919万5,000円であります。

9ページに移っていただきまして、第9款公債費、予算現額4億4,987万5,000円に対しまして、支出済額は4億906万3,253円あります。

第10款諸支出金、予算現額2,299万円に対しまして、支出済額は2,184万9,671円あります。

第11款予備費、予算現額381万5,000円、当初予算額500万円との差額118万5,000円を、民生費に35万2,000円、農商工業費に15万円、教育費に68万3,000円充用しております。支出済額は、予算額の充用のため、0円あります。

以上、歳出合計額は、予算現額55億6,149万4,000円に対しまして、支出済額は48億5,636万7,553円あります。歳入歳出差引残額4億9,236万2,650円を令和2年度へ繰り越しました。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

118ページをお願いします。

なお、ここでは、決算年度中に主な増減があった物件のみ報告させていただきます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物ですが、土地・建物ともに増減はございません。次のページ、(2)有価証券につきましても、増減はございません。

(3)出資による権利につきましても、増減はございません。

ページをめくっていただきまして、2.物品につきましましては、パーソナルコンピュータ2台、モノクロプリンタ1台、カラープリンタ1台、映写機1台、液晶テレビ1台、ダンプカー1台の増となりました。

次のページ、3.基金につきましましては、上段に3月31日現在の額を、下段に出納整理期間中の増減を含めた額を表示しております。上段の3月31日現在での各基金の増減の内訳ですが、財政調整基金、利息106万6,709円の増、減債基金、積立て1,883万5,000円、利息222万7,179円の計2,106万2,179円の増、地域福祉基金、利息25万4,109円の増、土地開発基金、取崩し2億7,599万9,000円の減、利息51万4,928円の増、差引2億7,548万4,072円の減、地域づくり振興基金、取崩し2億278万4,000円の減、利息49万5,487円の増、差引2億228万8,513円の減、国保財政調整基金、利息4万2,031円の増、自治振興基金、取崩し1,162万7,000円の減、利息13万8,310円の増、差引1,148万8,690円の減、介護給付費準備基金、取崩し878万1,035円の減、積立て851万8,711円、利息5万8,714円の増、差引20万3,610円の減、環境整備基金、取崩し297万9,000円の減、利息13万4,639円の増、差引284万4,361円の減、川西町ふるさと応援基金、取崩し93万2,000円の減、積立て2,431万2,000円、利息231円の増、差引2,338万231円の増、川西町まちづくり基金、取崩し1億2,400万1,000円の減、積立て2億4,453万円、利息47万3,584円の増、差引1億2,100万2,584円の増、森林環境譲与税基金、積立て32万円の増でした。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算について説明いたします。

123ページの実質収支に関する調書をお開きください。

国保会計の歳入総額は10億1,526万5,182円、歳出総額は9億9,386万2,229円で、歳入歳出差引額2,140万2,953円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

次の124ページをお願いします。第1款国民健康保険税、予算現額1億8,725万9,000円に対しまして、収入済額は1億7,523万1,089円であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額4万円に対しまして、収入済額は6万5,650円であります。

第3款県支出金、予算現額7億1,408万6,000円に対しまして、収入済額は7億2,274万199円であります。

第4款連合会支出金、予算現額43万6,000円に対しまして、収入済額は28万924円であります。

第5款財産収入、予算現額4万3,000円に対しまして、収入済額は4万2,031円であります。

第6款繰入金、予算現額9,617万3,000円に対しまして、収入済額は8,570万8,923円であります。

ページをめくっていただきまして、第7款繰越金、予算現額551万3,000円に対しまして、収入済額は2,493万6,839円であります。

第8款諸収入、予算現額34万円に対しまして、収入済額は331万527円であります。

第9款国庫支出金、予算現額355万4,000円に対しまして、収入済額は294万9,000円であります。

以上、歳入合計は、予算現額10億744万4,000円に対しまして、調定額10億2,888万3,988円、収入済額10億1,526万5,182円で、不納欠損額は169万4,771円、収入未済額は1,192万4,035円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

次の126ページをお願いします。第1款総務費、予算現額3,510万1,000円に対しまして、支出済額は3,078万1,932円であります。

第2款保険給付費、予算現額7億1,860万6,000円に対しまして、支出済額は7億1,854万1,085円であります。

第3款国民健康保険事業費納付金、予算現額2億4,507万8,000円に対しまして、支出済額は2億3,842万8,477円であります。

ページをめくっていただきまして、第4款共同事業拠出金、予算現額1,000円に対しまして、支出はございませんでした。

第5款保険事業費、予算現額765万3,000円に対しまして、支出済額は524万9,604円であります。

第6款基金積立金、予算現額4万3,000円に対しまして、支出済額は4万2,031円であります。

第7款諸支出金、予算現額96万2,000円に対しまして、支出済額は81万9,100円であります。

第8款予備費、予算現額0円となっておりますが、当初予算額1,000万円を、保険給付費に992万8,000円、国民健康保険事業費納付金に1万5,000円、諸支出金に5万7,000円充用しております。支出済額は予算額の充用のため0円であります。

以上、歳出合計は、予算現額10億744万4,000円に対しまして、支出済額は9億9,386万2,229円であります。歳入歳出差引残額2,140万2,953円を令和2年度へ繰り越しました。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算について説明いたします。

150ページの実質収支に関する調書をお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億5,260万3,721円、歳出総額は1億5,245万3,251円で、歳入歳出差引額15万470円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

次の151ページをお願いします。第1款後期高齢者医療保険料、予算現額1億1,195万7,000円に対しまして、収入済額は1億1,182万7,200円であります。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万6,000円に対しまして、収入済額は6,000円であります。

第3款繰入金、予算現額3,894万6,000円に対しまして、収入済額は3,747万5,782円であります。

第4款繰越金、予算現額10万円に対しまして、収入済額は26万4,700円あります。

第5款諸収入、予算現額344万1,000円に対しまして、収入済額は303万39円あります。

以上、歳入合計は、予算現額1億5,446万円に対しまして、調定額1億5,260万3,721円、収入済額も同額の1億5,260万3,721円で、不納欠損額及び収入未済額は0円あります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

ページをめくっていただきまして、152ページをお願いします。第1款総務費、予算現額808万8,000円に対しまして、支出済額は726万4,877円あります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億4,254万3,000円に対しまして、支出済額は1億4,245万8,596円あります。

第3款保健事業費、予算現額322万4,000円に対しまして、支出済額は267万4,178円あります。

第4款諸支出金、予算現額10万5,000円に対しまして、支出済額は5万5,600円あります。

第5款予備費、予算現額50万円で、予備費の充用はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億5,446万円に対しまして、支出済額は1億5,245万3,251円あります。歳入歳出差引残額15万470円を令和2年度へ繰り越しいたしました。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

161ページの実質収支に関する調書をお開きください。

介護保険事業勘定特別会計の歳入総額は8億7,551万6,734円、歳出総額は8億6,468万8,558円で、歳入歳出差引額1,082万8,176円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款についての説明いたします。

次の162ページをお願いします。第1款保険料、予算現額1億7,433万9,000円に対しまして、収入済額は1億7,311万3,200円であります。

第2款分担金及び負担金、予算現額1,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第3款使用料及び手数料、予算現額1万円に対しまして、収入済額は1万2,000円であります。

第4款国庫支出金、予算現額2億105万円に対しまして、収入済額は1億9,260万6,357円であります。

第5款支払基金交付金、予算現額2億2,844万2,000円に対しまして、収入済額は2億2,179万9,045円であります。

第6款県支出金、予算現額1億3,105万1,000円に対しまして、収入済額は1億2,717万4,286円であります。

ページをめくっていただきまして、第7款財産収入、予算現額5万8,000円に対しまして、収入済額は5万8,714円であります。

第8款繰入金、予算現額1億7,987万1,000円に対しまして、収入済額は1億6,010万8,475円であります。

第9款繰越金、予算現額56万8,000円に対しまして、収入済額は56万7,657円であります。

第10款諸収入、予算現額4,000円に対しまして、収入済額は7万7,000円であります。

以上、歳入合計は、予算現額9億1,539万4,000円に対しまして、調定額8億7,555万4,934円、収入済額8億7,551万6,734円で、不納欠損額0円、収入未済額は3万8,200円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

次の164ページをお願いします。第1款総務費、予算現額5,013万7,000円に対しまして、支出済額は4,639万8,616円であります。

第2款保険給付費、予算現額7億9,466万6,000円に対しまして、支出済額は7億6,021万7,172円であります。

第3款地域支援事業費、予算現額6,121万9,000円に対しまして、支出済額は4,884万1,788円であります。

ページをめくっていただきまして、第4款基金積立金、予算現額858万1,000円に対しまして、支出済額は857万7,425円であります。

第5款諸支出金、予算現額69万2,000円に対しまして、支出済額は65万3,557円であります。

第6款予備費、予算現額9万9,000円で、予備費の充用はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額9億1,539万4,000円に対しまして、支出済額は8億6,468万8,558円あります。歳入歳出差引残額1,0

82万8,176円を令和2年度へ繰り越しました。

以上で、介護保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について説明いたします。

190ページの実質収支に関する調書をお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入総額は537万3,111円、歳出総額は1,258万1,903円であります。歳入歳出差引歳入不足額720万8,792円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

次の191ページをお願いします。第1款繰入金、予算現額、収入済額ともに同額の124万2,000円であります。

第2款の繰越金は、予算現額、収入済額ともにございませんでした。

第3款諸収入、予算現額1,302万5,000円に対しまして、収入済額は413万1,111円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1,426万7,000円に対しまして、調定額1億87万2,830円、収入済額537万3,111円で、不納欠損額0円、収入未済額は9,549万9,719円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

ページをめくっていただきまして、192ページをお願いします。第1款土木費、予算現額291万3,000円に対しまして、支出済額は124万2,000円であります。

第2款公債費、予算現額97万7,000円に対しまして、支出済額は96万3,000円であります。

第3款前年度繰上充用金、予算現額1,037万7,000円に対しまして、支出済額は1,037万6,903円であります。

以上、歳出合計は、予算現額1,426万7,000円に対しまして、支出済額は1,258万1,903円であります。歳入歳出差引歳入不足額720万8,792円は、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度歳入金の繰上充用により全額補填いたしております。

以上で、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の説明を終わります。

以上、簡単ではございますが、令和元年度川西町一般会計及び特別会計の決算について説明申し上げましたが、細部につきましては、各会計の事項別明細書によりまして御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議 長（福西広理君） 説明が終わりました。

この決算案につきまして、過日、会計監査が行われたので、西田監査委員に報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子君） 令和元年度川西町一般会計及び特別会計の決算審査の

結果を御報告申し上げます。

去る7月22日に、堀監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、会計管理者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和2年9月8日

監査委員 西田亜希子

議 長（福西広理君） 監査報告が終わりました。
お諮りいたします。

認定第1号、令和元年度川西町一般会計・特別会計決算についてを各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済、厚生各常任委員会に付託します。

日程第5、認定第2号、令和元年度川西町水道事業会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 御説明いたします。

認定第2号、令和元年度川西町水道事業会計決算についてであります。これは、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

決算書の1ページの事業報告書にございますとおり、令和元年度の収益的収入額2億7,571万4,241円、収益的支出額5億5,038万2,213円、その結果、消費税抜きの収支差引額は2億7,594万6,578円の純損失となりましたが、これは、県営水道直結配水転換に伴い、不稼働資産の融資除却処理に係る特別損失が発生したためであり、経常収支では1,383万7,624円の利益を確保しております。

資本的収支、その他決算の詳細については、事業課長から説明いたします。

議 長（福西広理君） 事業課長。

事業課長（山口尚亮君） 日程第5、認定第2号、令和元年度川西町水道事業会計決算についてでございます。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

水道事業会計決算書の3ページをお願いいたします。3.業務、(1)業務量を御覧ください。

給水人口は8,518人となり、前年度より99人の減となりました。

年間総配水量は95万1,751立方メートルで、前年度より2,994立

方メートルの増となりました。

また、有収率につきましては89.79%で、前年度より0.16ポイントの減となっております。今後、積極的に漏水防止対策に取り組み、有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

11ページをお願いいたします。まず、営業面の会計であります収益的収入及び支出の収支状況でございます。

収入といたしましては、第1款水道事業収益の予算額2億7,627万円に対し、決算額は2億7,571万4,241円の収入でございます。

次に支出といたしましては、第1款水道事業費用の予算額合計5億6,058万4,000円に対しまして、決算額は5億5,038万2,213円の支出となり、税抜きでの損益は2億7,594万6,578円の純損失となりました。

次に12ページをお願いいたします。主に、建設改良費及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計の決算概要についてでございますが、収入といたしましては、第1款資本的収入の予算額2,423万4,000円に対しまして、決算額は123万4,300円でございます。

支出については、第1款資本的支出の予算額合計7,682万5,000円に対し、決算額は4,908万172円となっております。

したがって、収入額は支出済額に対しまして4,784万5,872円が不足いたしましたので、その補填財源として、過年度分損益勘定留保資金4,658万3,772円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126万2,100円で補填いたしました。

なお、第1項建設改良費で、大和中央道配水管移設工事については、奈良県大和中央道調整池整備事業の進捗に合わせたことにより、予算額2,300万円を次年度に繰り越いたしました。

以上、令和元年度川西町水道事業会計決算の概要を説明させていただきました。

慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（福西広理君） 説明が終わりました。

この決算案につきまして、過日、会計監査が行われましたので、西田監査委員に報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子君） 令和元年度川西町水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月22日に、堀監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたし

ました結果、予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましても、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和2年9月8日

監査委員 西田亜希子

議長（福西広理君） 監査報告が終わりました。
お諮りいたします。

認定第2号、令和元年度川西町水道事業会計決算についてを総務建設経済委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務建設経済委員会に付託します。

日程第6、認定第3号、令和元年度川西町下水道事業会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町議長（竹村匡正君） 御説明いたします。

認定第3号、令和元年度川西町下水道事業会計決算についてであります。これも地方公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでありまして、決算書の1ページの事業報告書にございますとおり、令和元年度の収益的収入額2億6,537万11円、収益的支出額2億6,122万8,211円、収支差引額は414万1,800円となりました。

資本的収支、その他決算の詳細については、事業課長から御説明いたします。

議長（福西広理君） 事業課長。

事業課長（山口尚亮君） 日程第6、認定第3号、令和元年度川西町下水道事業会計決算についてでございます。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

下水道事業会計決算書の3ページをお願いいたします。3.業務、(1)業務量を御覧ください。

処理区域内人口は8,492人となり、前年度より99名の減となりました。普及率は前年度と変わらず99.7%で、水洗化率は97%となり、0.1ポイントの減となりました。今後も高い普及率の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況についてでございます。

令和元年度につきましては、地方公営企業法適用後の2年間の免税期間を経て、消費税課税事業者となりました。

それでは、9ページをお願いいたします。まず、営業面の会計であります収益的収入及び支出の収支でございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業収益の予算額2億6,909万8,000円に対し、決算額は2億6,537万11円の収入でございます。

次に、支出といたしましては、第1款下水道事業費用の予算額合計2億7,713万7,000円に対しまして、決算額は2億6,122万8,211円の支出となり、損益は414万1,800円の純利益となりました。

次に、10ページをお願いいたします。主に、建設改良費及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計の決算状況についてでございます。

収入といたしまして、第1款資本的収入の予算額1億417万9,000円に対しまして、決算額は1億18万7,527円の収入でございます。

支出については、第1款資本的支出の予算額合計1億730万6,000円に対し、決算額は1億18万7,527円となっております。

以上、令和元年度川西町下水道事業会計決算の概況を説明いたしました。

慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（福西広理君） 説明が終わりました。

この決算案につきまして、過日、会計監査が行われましたので、西田監査委員に報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子君） 令和元年度川西町下水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月22日に、堀監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和2年9月8日

監査委員 西田亜希子

議長（福西広理君） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

認定第3号、令和元年度川西町下水道事業会計決算についてを総務建設経済委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務建設経済委員会に付託します。

お諮りいたします。

日程第7、承認第11号、令和2年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第15、議案第48号、財産の取得についてまでの承認

案 1 件、議案 8 件を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (福西広理君) 異議なしと認め、一括上程いたします。
当局の説明を求めます。

町長。

町 長 (竹村匡正君) それでは、承認第 11 号、令和 2 年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてから御説明いたします。

これは、去る 6 月末に奈良県から新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドラインが示され、感染症対策に必要な物資の調達、避難所のレイアウトの在り方、濃厚接触者への対応など、避難所における種々の取組が早急に求められたことから、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用して、総額 800 万円の対応予算を専決処分させていただいたものでございます。

続きまして、議案第 41 号、令和 2 年度川西町一般会計補正予算についてを御説明いたします。

今回上程いたします補正予算では、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策の諸経費を初め、町道の舗装補修に要する経費、第一浄化センター周辺未登記地の登記に要する経費、庁舎の防災対策に係る改良工事費、また、令和元年度の決算剰余を踏まえた減債基金への積立てのほか、所要額を計上しておりまして、歳入歳出予算で 3 億 9,037 万 8,000 円の追加を、地方債で 8,841 万 5,000 円の限度額の増額をお願いするものであります。

歳出補正予算の主な内容でございますが、まず、新型コロナウイルス感染症対応の諸事業であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、町有施設において換気設備の整備やサーマルカメラの導入を進め、また、避難所施設における Wi-Fi 整備を行うなど、感染拡大防止対策を進めます。併せて、コロナ禍における新たな生活様式等に対応するため、町税、各種保険料、保育料等のキャッシュレス決済、オンライン納付を開始するとともに、妊娠中、子育て中の方への不安を軽減するため、つながりを維持しつつ支援するための子育て支援アプリやリモート面談システムを導入いたします。

また、文化会館における無観客ライブ、オンライン講座を可能とする動画配信設備の整備や図書館所蔵本の WEB 予約システムの導入など、文化芸術面にも配慮し、新たな暮らしのスタイルに対応できるような事業を計画しています。

一方、売上げ減少や感染防止に取り組む事業所に対しては、感染防止対策や非接触型決済システムの導入、またネット通販などの新たな取組に対し助成するとともに、町内の交流促進と消費拡大喚起、そして高齢者等の外出機

会確保のため、コミュニティバスの無料化にも取り組むことといたしております。

さらに、国の特別定額給付金の対象外となった4月28日以降に生まれた新生児については、町単で給付金を交付する予定をいたしております。

学校教育関係におきましては、GIGAスクール構想の実現のため、1人1台端末整備に係る機器購入費や導入委託料、そして事務局支援要員の配置経費などを計上いたしております。

その結果、第2款総務費、第3款民生費、第8款教育費にわたりまして、地方創生臨時交付金を活用した予算で6,053万7,000円を、その他国・県費の関連補助事業分を加えまして、合計6,700万円余りのコロナ対策予算を計上いたしております。

次に、第6款土木費でございますが、町内の生活道路で損傷著しい箇所が相当数あることが判明し、道路管理者として早急に対処する必要が生じたことから、舗装補修費として3,100万円を、また、第一浄化センター周辺の未登記地において、当初予定していた以上に分筆登記が進捗する見込みが立ったことから、委託費用1,183万6,000円を追加するとともに、結崎駅バリアフリー化のため、誘導警告ブロック、転落防止柵の設置に対し、鉄道事業者に250万円の補助をすることといたしております。

一方、第2款総務費では、庁舎改良工事として本年度予定しているキュービクル等更新工事に係る設計調査を行ったところ、当初想定していた工事内容の大幅な変更と予算を大きく上回る工事費が必要であることが判明し、機器の老朽化の状況や防災対策上の観点から、7,920万円の追加予算を計上いたしました。

また、令和元年度決算繰越金が確定したことを踏まえ、後年度の元利償還金の負担増大に対処するため、減債基金に1億7,303万4,000円を積み立てることといたしました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の患者数がいまだ増大傾向にあり、先行き不透明な状況にある中で、緊急時に感染拡大防止対策費を機動的に執行できるよう、予備費として1,000万円を追加計上いたしております。

その他、各般所要の歳出予算の補正を行ったところでございます。

一方、歳入予算では、第14款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次分として1億2,716万3,000円のほか、1億3,400万円余りを増額、第18款繰入金で1億7,300万円余りを減額、第19款繰越金では3億3,600万円余りを増額、そして、第21款町債では、緊急防災・減災事業債7,920万円など8,800万円余りの増額など、所要の補正予算を計上したところでございます。

議案第41号、令和2年度川西町一般会計補正予算についての説明は以上でございます。

次に、議案第42号、令和2年度川西町国民健康保険特別会計補正予算に

ついて御説明いたします。

これは、去る5月に改正した川西町国民健康保険条例の規定に基づき、新型コロナウイルスに感染、またはその疑いにより勤務できなかつた被用者に対し傷病手当金を給付するための所要額を補正するもので、歳入歳出予算に100万円を追加計上するものでございます。

次に、議案第43号、令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございますが、これは、来年度から地域包括支援センターが直営化されることとなりますが、これに伴う職員研修費のほか、国・県・支払基金に対する前年度返還金などの費用として、歳入歳出予算に1,087万2,000円を追加計上するものでございます。

次に、議案第44号、令和2年度川西町水道事業会計補正予算についてであります。

これは、さきの6月議会で御了解いただきました、コロナ対策として行う水道基本料金の減免措置や、職員の人事異動に伴う所要額等を精査した結果、収益的収入・支出の予定額に変動が生じたことから、予算の補正を行うものであります。

次に、議案第45号、川西町表彰条例の一部改正についてであります。

改正の内容は、町政功労者表彰においては、資格取得までの在職期間の短縮化を図り、早期表彰を可能にするとともに、一般表彰においては、功績のあった個人に加え、団体も表彰対象に追加するなど、所要の整備を行おうとするものでございます。

次に、議案第46号、川西町債権管理条例等の一部改正についてでございますが、これは、債権管理条例ほか4条例の延滞金の特例規定について、地方税法等の改正の例に倣い、用語の整備を行うものでございます。

次に、議案第47号、川西町介護保険条例の一部改正についてでございますが、これは、新型コロナウイルス感染症により、またはその影響により、世帯の生計を主として維持する者が死亡したり、事業収入などが大きく減少した場合において、一定の条件の下、保険料の減免を可能とする規定を盛り込むものでございます。

次に、議案第48号、財産の取得についてであります。

これは、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございまして、川西小学校のGIGAスクール構想実現のためのタブレット端末購入のため、金額2,563万円で、システム株式会社奈良本社と契約を締結し、取得するものでございます。

以上が、承認第11号から議案第48号までの御説明となります。

何とぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（福西広理君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの各議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認め、総務建設経済、厚生各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願い申し上げます。

次に、日程第16、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 御説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現人権擁護委員の任期満了に当たり、引き続き薦田義治氏を同委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

議 長(福西広理君) 説明が終わりました。

ただいま説明のありました諮問第1号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号につきましては、異議がないと答申したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、異議がないと答申することに決定いたしました。

次に、日程第17、同意第5号、川西町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 御説明いたします。

同意第5号、川西町公平委員会委員の選任についてであります。委員の中川昌光氏が去る7月19日に辞職されたことに伴い、その後任として、新たに川西町大字結崎585番地の1の吉村真知子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、中川委員の残任期間であります。

説明は以上でございます。

何とぞ御同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長（福西広理君） 説明が終わりました。
ただいま説明のありました同意第5号について、質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております同意第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、同意第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。
お諮りいたします。
討論を省略し、採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。
これより同意第5号について採決いたします。
お諮りいたします。
川西町公平委員会委員に吉村真知子様を選任同意することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
ただいま御同意いただきました川西町公平委員会委員の吉村真知子様にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。
吉村様、どうぞお入りください。
（吉村真知子君 入場）

公平委員会委員（吉村真知子君） ただいま川西町公平委員会委員に選任いただきました、吉村真知子です。

公平委員は、中立的で専門的な行政機関として、地方公務員の利益の保護のほか、適正な人事行政の確保という重要な役割を担っていると聞いております。

私は、長年、川西町婦人会で活動してまいりました。また、平成25年からの4年間は、婦人会長として、文化祭や募金活動などの町行事に参加させていただきました。

人権擁護や更生保護など多方面で活躍される多くの方々とともに活動させていただいた経験を生かし、これからは職員の方々の訴えに真摯に向き合えるように努めてまいりたいと思っております。公平委員の中では唯一の女性となります。女性ならではの視点を大切に、審査に携わってまいりたいと考えてお

ります。

微力ではございますが、これからも皆様方の御指導を頂きながら、川西町職員の権利擁護のため、その職責を全うしてまいりたいと思います。

よろしくお願ひいたします。（拍手）

議 長（福西広理君） ありがとうございます。吉村様、どうぞよろしくお願ひいたします。

（吉村真知子君 退場）

議 長（福西広理君） 次に、日程第18、同意第6号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 御説明いたします。

同意第6号、川西町教育委員会委員の任命についてであります。現委員の寺澤均氏が9月30日に任期満了となりますが、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。何とぞ御同意のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（福西広理君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました同意第6号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第6号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、同意第6号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより同意第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

川西町教育委員会教育委員に寺澤均様を任命同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査等のため、明日9月9日を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、明日9月9日は休会とします。

なお、一般質問及び総括質疑のため、9月10日午前9時より会議を再開します。

また、本日、各常任委員会に付託されました各議案は、9月18日の本会議において委員長の報告を求めることにいたします。

本日の会議は、これをもって散会といたします。ありがとうございました。

（午前11時24分 散会）

令和元年川西町議会
第3回定例会会議録

(第 2 号)

令和2年9月10日

令和2年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和2年9月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和2年9月10日 午前9時 宣告	
出席議員	2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩 教委事務局長 吉岡 秀樹 事業課長 山口 尚亮 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 健康福祉課課長補佐 川竹 純子	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	5番 松村 定則 議員	6番 安井 知子 議員

川西町議会第3回定例会(議事日程)

令和2年9月10日(木)午前9時00分再開
件 名

日程	議案番号	件 名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前9時00分 再開)

議長 (福西広理君) 皆様、おはようございます。

これより令和2年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

本日本におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

6番 安井知子議員。

6番議員 (安井知子君) 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

川西町では、下永体育館を災害時避難所と指定されていますが、駐車場が狭く、いざというときにはとても役に立たず、右往左往することが予測されます。8月19日に発生したぼやでは、はしご車を初め消防車が計6台出動、その上、パトカーに加え行政の車が何台か。ぼやの発生した現場は道が広く、路上駐車されましたが、体育館前はとても無理です。

そこで、自治会として、避難所の前の田に協力していただき、防災空地として、人、車、荷物等の逃げ場所として利用すべく計画してまいりました。地権者の方も快く協力してくださり、田の名義変更の段階で、一部小屋88平方メートルを分筆登記する必要が発生しました。そこで、川西町紹介の測量事務所で見積もってもらったところ、70万円以上、幾ら値引きしても55万円と言われ、びっくりしました。そこで、知り合いの測量事務所で同じことをしてもらったところ、29万7,000円で済みました。

ここで問題点。川西町では、第一浄化センター設立後、土地の売買契約は終了し、事業も完了、風の吹く方向により、においの問題は残ったけれど、順調に稼働されています。ところが、未登記分の登記がたくさん残り(493筆)、平成29年度より環境整備事業として年間1,000万円を計上、その上、今年は補正として約1,000万円を加え、合意した部分から分筆登記作業を進められています。遅々として進まぬ仕事ですが、この登記委託業務において金額がこんなに違うとはいかがなものか。全て税金で賄われています。

親方日の丸意識は捨てなければなりません。この際、川西町における全ての委託業務において精査すべきいい機会だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 (福西広理君) 町長。

町長 (竹村匡正君) 安井議員の「業務委託料について」の御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、第一浄化センター整備補償に伴う環境整備事業において、地域の要望による道路整備を優先した結果、道路内登記業務、全体4

93筆のうち民有地部分を分筆して所有権を移転する必要がある未登記地が203筆残存しており、町道を適切に管理するため、環境整備基金により鋭意登記業務を実施しているところでございます。

当該登記業務の委託については、土地家屋調査士法第63条により、法務局または地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士または調査士法人で組織された公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と業務委託契約を締結し、奈良県統一単価で精算された報酬額により契約を締結し、実施しております。

この公益社団法人は、官公署等が行う公共事業の不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及びその登記の嘱託申請手続を適正かつ迅速に行い、不動産に係る権利の明確化に寄与することを目的として設立されたものでございます。

民間の発注業務においては、取引の関係上、便宜を図られ、安価での取引が行われることもあろうかとは思われますが、官公署等が業務委託する場合、品質の確保の観点から、委託料の積算根拠においても価格の妥当性が必要となります。

本町における委託業務においては、随意契約の場合は随意契約理由及び数社からの見積り徴取により契約相手を決定、指名競争入札の場合は、奈良県内に本店または営業所があり、業務実績のある業者を優先的に指名し、入札を実施しております。また、近年は、金額面だけでの判断ではなく、業務に対する企画・提案内容により選定するプロポーザル方式により業者を決定している業務もございます。

議員の御指摘の委託業務においての精査につきましては、さきに述べましたとおり、業務の発注方法及び契約方法、積算根拠資料等の内容を川西町請負業者選定等審査会で審議し、公正かつ適切な公共事業発注に取り組んでおります。今後とも、公共工事及び業務委託発注におきましては、万全の注意を払い、適正な公共事業発注に取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（福西広理君）　　続きますして、8番 伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫君）　　伊藤です。議長の許可を頂きましたので、質問させていただきます。

さきに通告してありますように、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてであります。

川西町の人口は、今年8月1日時点で8,512人、このうち65歳以上が2,930人で、34.4%を占めています。竹村町長の4つの活力プランのうち、「子ども・子育てしている人にとってやさしいまちづくり」に関しては、子ども・子育て支援事業は進んでいると思いますが、「安心して暮らせるまちづくり」、特に高齢者が安心して暮らせるまちづくりはどのように進んでいるのでしょうか。

昨年の町民アンケート調査では、町が重点的に進めるべきこととして、「身近で受けることができる福祉や介護サービスの充実」、「分かりやすく利用しやすい相談窓口を整える」、「福祉や介護サービスなどの情報提供を充実する」が上位に上げられています。

我が国では、介護を社会全体で支えることを目的に、2000年（平成12年）に介護保険制度が創設されました。この制度が始まって20年が経過しますが、3年ごとに制度が見直されて進められてきました。

本町では、「長生きを喜べるまち、楽しめるまちへ」を基本理念に、これからの高齢者が住み慣れたこの地域で豊かに生き生きと暮らせるように、2018年（平成30年）に第8次高齢者福祉計画及び第7次介護保険事業計画が策定されました。この計画に基づき、高齢者福祉、介護保険事業が進められていますが、今年で3年目になり、次の計画策定に向けて、現在準備が進められていることと思います。

また、国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）までに地域包括ケアシステムの構築を目指しており、全国の自治体で取組が始まっています。

そこで、次の第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定に向けてどのように進められているのか、現行計画の評価、課題、次期計画の基本方針をお尋ねします。

また、初めに述べた町民アンケートの結果の福祉や介護サービスの充実、相談窓口の整備、情報提供の充実についてはどのように考えているのでしょうか。併せてお尋ねいたします。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について」にお答えいたします。

国内における今後の人口構造の推移を見ますと、2025年以降、高齢者の急増から現役世代の急減に変化しつつあります。川西町における人口推移につきましても、2025年以降には65歳以上の高齢者数の減少もさることながら、現役世代の減少幅が大きく、総人口に対する高齢者人口の割合の伸びは年々増えていく傾向となっております。

したがって、第8期の介護保険事業計画の策定に当たっては、いわゆる団塊世代が75歳となる2025年、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年も見据えて、介護サービスの需要の見込みを踏まえていくことが必要であります。

令和3年度からの3年間の第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画につきましては、この7月に第1回の計画策定委員会を開催したところであり、今後具体的な施策やサービス事業量、保険料などの検討へと進めていく予定でございます。

お尋ねの現行計画の評価、課題、次期計画の基本方針についてであります

が、評価については、計画期間の2年が経過した時点での自己評価となりますが、計画に掲げている施策や事業は37項目ございますが、その3割以上が「計画を達成」、6割以上が「おおむね計画を達成」としております。

現行計画を進めてきた中での課題といたしましては、介護予防と健康寿命の延伸に向けた取組、認知症施策の推進、在宅医療、介護連携の取組が挙げられます。次期計画の基本方針については、この評価結果と課題を基に、基本は現行施策の維持継続とし、施策の効果や必要性を再検討しながら、拡充または廃止等の見直しを行ってまいります。

国が示す次期計画において充実する基本指針では、「1、2025年及び2040年の人口推計を見据えた介護サービス基盤の整備」、「2、地域強制社会の実現に向けた考え方や取組」、「3、介護予防・健康づくり施策の充実・推進」、「4、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化」、「5、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進」、「6、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化」の6項目が示されております。これらを踏まえながら、また現行計画の基本方針を踏襲しながら、川西町の地域の実情に応じた計画を策定していきます。

次に、議員御指摘の町民アンケートの結果の中で、高齢者にとって暮らしやすいまちになるために町が重点的に進めるべき項目として、「身近で受けられることができる福祉や介護サービスの充実」、「分かりやすく利用しやすい相談窓口を整える」が上位に上げられていることについては、町内には介護サービスを受ける事業所が少なく、利用者の多くが町外の離れたサービス事業所を利用されていることや、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターがぬくもりの郷内で、離れていることも理由の一つであると考えております。離れていることにより、利用者の方々には御負担もかけております。身近に多くのサービス事業所が充実していると楽に利用できることから、現行計画では施設整備として認知症グループホームの新設に向けて進んでいるところであります。

今後もサービスに対するニーズを調査・把握しながら、事業所の整備も計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、来年度から地域包括支援センターは役場本庁舎1階に配置し、町が直接運営することになります。このことで、ワンストップサービスに向けて住民の皆さんにはより利用しやすい相談窓口になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（福西広理君） 伊藤議員。

8番議員（伊藤彰夫君） 次期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たっては、現状の課題及び基本方針についてはよく分かりました。

地域包括支援センターも来年度から役場内に設けるということで、町民に

とって大変利用しやすくなると思います。また、次期の3年間で地域包括ケアシステムの構築を目指してしっかりと取り組んでいただくことを要望して、私の質問を終わります。

議長（福西広理君）　　続きます、4番堀格議員。

4番議員（堀格君）　　4番堀でございます。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症予防についての学校の対応につきまして質問をさせていただきます。

このたびの新型コロナウイルス感染予防対策におきましては、教育の現場に大きな影響を与えております。例えば大学では、晴れてこの4月に大学に入学した学生は、実際には大学のキャンパスには入学手続で行った限りで、今日まで大学から送られてくるテキストと大学とのオンラインで講義を受けている、こういうことになっております。

一方、小学校、中学校、高等学校におきましては、幸い、学級編制、いわゆるクラス編制になっておりますので、長い臨時休業を終えた後、6月頃から授業が再開されております。しかしながら、授業に当たりましては、新型コロナウイルス感染予防をしながら授業を行っているわけでありまして。

川西小学校におきましても、朝、見ていますと、集団登校で児童が学校へやってまいります、まず入り口で先生が検温をされております。集団登校で一斉に来ますから、若干児童が並んでおりますけど。まず朝一にそれが行われて、あと給食の問題もありますし、児童の机の消毒といったものもあります。いずれにいたしましても、学校の先生に大きな負担がかかっているのが現状であります。

実際に日々どのような対応を先生方がなされているのか、具体的にお尋ねをしたいと思います。

また、この負荷がかかっているのに対しまして、教育委員会がどんな支援をされているのか、それについてお尋ねをしたいと思います。

さらに、もう一つの大きな問題は、このように業務が非常に繁忙の中でありまして、もともと2023年度までの5年間で、小学校・中学校の生徒にパーソナルコンピュータ1人1台を与えて、機器を使つての授業をしようという朗ランな計画でありましたが、我が国の情報処理機器を使う企業が後れているということもありまして、このたびのコロナの経験から、学校休校時でも生徒が自宅におりながら学校とオンラインで授業ができるようにしよう、ということが加速されまして、一気に今年度内に全ての整備を成し遂げようということになりました。

そんなわけで、現在、その取組の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（福西広理君）　　教育長。

教育長（橋本宗和君）　　ただいまの堀議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、学校では次の5点について周知徹底し、児童生徒の学びを進めています。

まず最初に手洗い・手指消毒、2番目には人と人との間隔の確保、3番目にはマスクの着用・せきエチケット、そして4番目にはこまめな換気です。最後になりますが、5番目には周囲への思いやりの心を大切にしているということです。

このような感染予防を大切にしながら新しい生活様式の中で、新たに増えた具体的な教員の業務内容といたしましては、毎朝の昇降口前での体温カードの確認。この体温カードは、家庭で体温を測ってきている、その確認をしています。それから、児童の机や配膳台の消毒、給食の配膳、トイレ掃除及び消毒、教室のドアノブや階段手すり等の消毒、手洗いタイム設定による手洗いの指導、マスクの管理等、また、感染予防を視覚的に知らせるための掲示物の作成など、日々、学校の先生方には大変御苦労、御尽力をいただいているところです。

ほかにも、当初の学校運営計画を変更するため、職員会議を繰り返し行い、授業時間の調整や夏休みの短縮、運動会や修学旅行などの行事の見直し・変更等々、多岐に及びます。また、在籍児童生徒に感染症の患者が発生した際には、保健所の指導に従い、保護者や児童生徒への緊急連絡やPCR検査への協力も行っていただきました。さらに、感染した児童生徒が完治し、再登校する際には、人権教育を主とした校長講和及び各担任による学級指導などを行うことにより、スムーズに登校できるように十分な配慮をしていただきました。

教育委員会の支援といたしましては、国、県、先進地等の学校再開ガイドラインや、またその取組を研究し、川西町のルールの基本を定め、校園長会を通して学校と教育委員会の連携・協働を深めてまいりました。学校から発出される様々な通知文書も教育委員会で情報共有と確認を行い、学校運営計画の変更にも現場の自主性を考慮しつつ、必要な指導を行っております。

また、具体的な物的支援といたしましては、感染症予防に必要な物品を交付金や補助金を活用して準備をしました。

さらに、人的な支援といたしましては、今議会の補正予算により、スクールサポートスタッフ及び学校教育活動支援員を追加配置、学習の定着に後れのある子どもへの支援、外国語指導員及び短縮した夏季休業中の課業日への副担任の配置、そのほか、放課後の校内消毒等、感染予防対策への支援を行う予定をしております。

また、県教育委員会に積極的に働きかけ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの加配支援を行うことにより、子どもや保護者の心理・教育相談を行い、メンタルヘルスに努めているところです。

次に、GIGAスクール構想の進捗についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策とも関連し、どんな場面に出会っても決し

て子どもの学びを止めない取組を積極的に進めています。川西町は、奈良県域G I G Aスクール構想推進協議会の調整部会構成員に指名をされ、さらに、川西小学校が奈良県域G I G Aスクール構想のモデル校に選ばれました。今後具体的な取組を行っていくこととなりますが、現在、川西小学校の全教職員に奈良県教育委員会よりG I G Aスクール用のパソコンをお借りして、県教委の研修を進めております。加えて、川西町独自で講師を招聘し、職員研修を実施し、オンライン授業等の資質向上に向けて真摯に取り組んでいるところです。

1人1台のパソコンにつきましては、小学校1年生から6年生までの全児童403人分と教員28人分、中学校におきましては、全生徒340人分と教員48人分、小中学校合わせて819台のパソコンを10月上旬から段階的に納入し、年内には納入を完了する予定をしています。

また、高速大容量の通信ネットワーク整備工事につきましても、今月中に業者選定作業を終え、10月には業者を決定し、早ければ年内完了を予定しているところです。

今後は、奈良県域G I G Aスクール構想の研修に川西町教育委員会事務局が企画を担当し、川西小学校の先生方が県内の講師を努める予定にもなっております。川西町の学校現場におきましては、新しい教育に取り組むモデル校として、対面授業とオンライン授業の充実を図り、子どもたちの学びを止めない指導のハイブリッド化を進めております。

感染症予防対策及びG I G Aスクール構想の整備に伴うI C T教育の推進は、未来をたくましく生きていく子どもたちにとっての最適解であると考え、力強く追求していきたいと考えております。

今後とも皆様方の御支援と御協力を切にお願いして、答弁とさせていただきます。

議 長（福西広理君） 堀議員。

4番議員（堀 格君） まず、1点目の先生の負荷の問題でありますけども、コロナの感染予防対策というのは、いつまで続くかはっきりしません。どちらかというと、長期戦になろうと思います。その間に先生方がギブアップしないように、大いに支援をしてあげていただきたいと思います。先生方の要望なり苦情もじっくり受け止めていただくようお願いしたいと思います。

そういう中で、設備的にこうしたほうがいいのかあれば、町長のほうにどんどん要望を出して、補正予算を組んでもらえばいいと思います。例えばどこかの小学校では、水道の水栓を触らなくても水が出るように改造したとか。あれはある意味で一長一短はあるんですけど、例えばそんなこともあるし、いろんなことで改善できるものがあれば、どんどん提案していただいたらどうかと思います。

また、G I G Aスクール構想に関しましては、やはり今回のコロナの問題は社会経済におきましてデジタル化を加速すると言われております。我々年

配者にとりましてはますます住みにくい世の中になるのかもしれませんが、いずれにいたしましても、未来を背負う児童たちに、将来のデジタル機器を世界に負けずにしっかりと使えるような生徒になってほしいと思います。幸か不幸かわかりませんが、モデル校になっているようでありますから、恥じないという消極的な意味ではなくて、川西小学校をモデル校にしてよかったと言われるように、しっかり頑張っていたきたいと思います。大変だと思いますが、よろしくお願いします。

議長（福西広理君）　　続きまして、2番 弓仲利博議員。

2番議員（弓仲利博君）　　2番 弓仲でございます。よろしくお願いたします。

川西町の人口推移についてお伺いたします。

我が国の今年の人口は、約50万人余りが減少しました。これは、鳥取県の人口55万人に匹敵します。鳥取県の1県分が毎年毎年1年間で消えている計算になり、今後も毎年の減少数が増える傾向にあります。いろんな分野の予測データの中でも、この人口に関する指標は長年の正確なデータに基づくものなので、人口動態予測はかなり精度の高い予測であると言われています。

そのデータに基づき2016年3月に作成された川西町人口ビジョンによると、何も対策を立てずにこのまま行くと、現在人口8,512人が、2040年には5,711人、33%の減少、2060年には3,937人、何と半分以下の54%の減少になってしまうとの予測です。これを「2060年6,000人以上に抑えることを目標設定して、あらゆる施策に取り組む」とあります。

内容は、町内に住んでいる人が「暮らしやすいまち、戻ってきたいまち」、町外に住む人が「住んでみたいまち、子育てしやすい魅力あるまち」と感じられる施策の推進として、具体的には、企業誘致、雇用創出、魅力発信・認知度の向上、出産・子育ての支援、環境・教育の充実、安心・快適に住み続けられる環境づくり、将来にわたる持続可能な行政経営などがあります。

このたびの施策で、川西町唯一の鉄道駅であり町の顔となる結崎駅周辺整備が永住者獲得の鍵となり、唐院工業団地の拡張による企業誘致は、雇用の創出・交流人口の増加、法人税収の確保などが見込まれます。ですが、これだけでは2060年（40年後）の目標値6,000人以上は達成できないと考えます。

個人的には、出生率を上げたイギリス、フランス、スウェーデンなどが行っている家賃補助制度を見習って、賃貸住宅世帯へ住宅手当（家賃の補助）を行ったり、空き家・公営住宅をリフォームして不動産屋に出来高払いで委託して安く貸し出す、あるいは補助金も出して販売するなども、転入者や巣立った子どもたちが戻ってくるUターンの促進につながるのではないかと思います。

大和中央道の京奈和道・三宅インターへの接続も完成すれば、各地へのア

クセスが今まで以上に向上し、町の魅力もより高まると期待しています。

そこで、これからの川西町人口ビジョンの新たな追加展望をお聞かせください。

よろしくお願ひいたします。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 弓仲議員の御質問、「川西町の人口推移について」にお答えいたします。

日本の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークとして減少に転じており、その減少スピードは今後加速していくと見込まれております。特に、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小、高齢者の増加による社会保障費の増加など、人口減少は経済社会にも大きな影響を及ぼすこととなります。

国においては、人口減少克服のため、2014年11月、まち・ひと・しごと創生法を施行し、2014年12月には、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を示した長期ビジョンと5カ年の政策目標施策を示した総合戦略を策定されました。

本町におきましても、2016年3月に、人口の現状分析と将来展望を提示する人口ビジョンと、それを踏まえた5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめた総合戦略を策定し、積極的に取り組んでいるところでございます。

議員がおっしゃるとおり、国立社会保障・人口問題研究所における将来推計では、川西町の人口は2060年には約半分の3,937人になり、人口構成も生産年齢人口が減少し、少子高齢化が進んでいくと推測されております。

そこで、川西町では、今後の施策展開及びまちづくりの目標を総合的に勘案し、2060年におおむね6,000人以上を目指す目標人口を設定いたしました。これまで川西町では、この目標人口を達成するため、4つの基本目標を掲げ、取り組んでまいりました。

主なものとしたしまして、雇用の創出として工業団地の拡張、新しい人の流れをつくるものとして結崎駅前周辺整備と魅力発信事業、子育て支援として川西町版ネウボラと学童保育の拡充、安心して暮らせるまちづくりとして地域医療の充実と地域包括ケアシステムの推進などでございます。これらの取組が具体的にどのような影響を及ぼしたかは定かではございませんが、結果として、2018年3月に策定された最新の将来推計では、2040年において、これまで5,712人であったのが6,024人と312人増え、改善されております。

今後の展望についてでございますが、人口減少が改善された事実を踏まえ、引き続き4つの基本目標に沿った取組を充実させつつ、議員の御意見も参考に新たな取組も検討することで、目標人口を達成できるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（福西広理君） 弓仲議員。

2番議員（弓仲利博君） コロナ禍で何かといろいろ大変な時期ではあると思いますが、中長期的に見て、この問題は大変重要な案件の一つであると考えられますので、第2弾、第3弾の対策をじっくりと長期的に考えて、今後、40年後に6,000人の目標を達成できるように頑張っていたきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（福西広理君） 続きまして、3番 福山臣尾議員。

3番議員（福山臣尾君） 3番 福山臣尾。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

町内道路舗装管理について。川西町第3次総合計画「安心して暮らせるまちづくり（道路）」より。

LED防犯灯の設置は終わったということで、次は町内道路の舗装維持管理が重要ではないかと思われましたので、質問させていただきます。

現状、「本町の町道は、平成28年度末現在で路線延長が7.2km、舗装率は96%となっており、車両の円滑な通行や歩行者の安全確保に努めてきました」、主な課題として、「町道を整備し、快適な道路環境のため、適切な維持管理が必要です」、施策の取組方針として、「誰もが利用しやすい道路環境や車両の円滑な通行など、様々な面に配慮しながら、町道の整備や改良を進めていきます。また、快適な道路環境を維持するため、適切な維持管理に努めます」と書かれております。

2019年度の川西町第3次総合計画 施策評価に関する報告書より。

課題として、社会資本整備交付金事業により執行予定の路線について、「舗装工事に係る国費配分額が低く、事業執行が困難な状況にある」、今後の方針として、「限られた予算の中、優先順位を見極め、効率的な事業執行に努める。社会資本整備事業と公共施設等適正管理推進事業債を活用し、事業の進捗を図る」とあります。取組方針の進行状況として、「令和元年度は、舗装工事予算が一定額確保できたので、維持管理工事を行うことができた。令和2年度も舗装工事予算が一定額確保できることから、さらなる維持補修を行う」となっております。

行政側からは、令和元年、2年度は、舗装維持管理についてはある程度予定どおりできていると考えていると思われませんが、住民側から見ると、物足りない部分が多くあるようにも思われます。

今後は、限られた財源の中、従来の事後的修繕から予防的かつ計画的な修繕へと転換を図り、舗装に係る経費の縮減を図りつつ、道路の安全性・信頼性を確保していかなければならないと思います。

このことから、今後の舗装維持管理の基本的な考え方をお聞かせください。

1、基本方針、2、管理道路の分類、3、点検方法（具体的な取組）、4、

優先順位の考え方、5、予算（財源の確保）について。

よろしく申し上げます。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 福山議員の御質問、町内道路舗装維持管理についてお答えいたします。

まず、舗装維持管理の基本方針についてでございますが、平成31年度に策定いたしました舗装の個別施設計画に掲げております。その中の舗装の修繕計画の基本方針では、「1、劣化サイクルを考慮することで効果的な管理を行い、インフラ整備のローコスト化に努める予防保全型への移行」、「2、修繕計画のPDCAサイクルにより効果的なメンテナンスサイクルの確認」、「3、定期点検に加え、日常点検による補修箇所の特特定、点検結果・補修履歴の収集・蓄積を確実に行うこと」を基本方針とし、車両の円滑な通行、歩行者の安全確保に努めております。

次に、管理道路の分類につきましては、本町の管理道路72.2キロメートルのうち、1級町道は5.4キロメートル、2級町道は6.7キロメートル、その他の道路60.1キロメートルでございます。

幹線1級市町村道の基準は、都市計画決定された幹線街路であり、50戸以上の主要集落と密接な関係にある集落とを連結する道路、主要交通流通施設、公益的施設とを連絡する道路等とされております。2級市町村道の基準としては、都市計画決定された補助幹線街路、25戸以上の集落と連絡する道路、集落と密接な関係にある一般国道、都道府県道、幹線1級市町村道とを連絡する道路となっております。その他の市町村道については、幹線1級及び幹線2級市町村道以外の市町村道とされております。

また、国土交通省道路局の舗装点検要領を基礎に、本町の舗装個別施設計画における分類として、分類Cと分類Dに分けて維持管理上の目安としております。1級及び2級町道及びその他町道のうち、コミュニティバス路線、通学路、避難所等住民サービスを向上する必要があると指定した路線で損傷の進行が緩やかな町道等を分類Cとして管理、また、分類C以外の管理道路で、生活道路等損傷の進行が極めて遅く、占用工事等の影響がなければ長寿命となる道路を分類Dとしております。

次に、点検方法といたしましては、路面に重錘を落下させて衝撃荷重を路面に与え、路面のたわみ量を計測することで、舗装全体の健全度を測定することとしており、平成25年度及び平成27年度に10年に1回実施する定期点検として路面計測車が進入できる道路43.1キロメートルを対象に路面性状調査を実施、舗装の現況の健全性を調査し、日本道路協会が発刊する『道路維持修繕要綱』及び国土交通省道路技術小委員会資料を基準に、ひび割れ率40%以上、わだち掘れ量40ミリ以上を要修繕区間、ひび割れ率20%以上、わだち掘れ量30ミリ以上を修繕候補区間として目標管理基準を設定してしております。

また、路面撮影車による路面性状調査以外に、通常の道路パトロールまたは住民要望による目視点検、異常気象時、地震発災直後、発災収束後、必要に応じて実施する緊急点検がございます。現状といたしましては、目視点検及び定期点検による対応としております。

次に、優先順位の考え方でございますが、損傷度の大きい道路を最優先といたしますが、農地部での路線と集落地・市街地部での損傷度を比較すると、集落地・市街地部を優先することが住民サービスとして高いものとなると考えられます。さらに、避難所への避難ルートやコミュニティバス路線についても優先度が高く、路線ごとに優先ポイントを付与し、効果的な整備を進めることとしております。路線特性の視点、機能性・安全性の視点、防災性の視点の3つの視点から優先順位を検討しております。

最後に、予算の確保につきましては、路面の損傷度が最も高く、路面表面の補修だけでなく、路盤や路床などの根本からの修繕が必要となる路線に対しては、社会資本総合整備交付金及び公共事業債を活用、路面性状調査実施路線で路面表面のみを補修する場合には、公共施設等適正管理推進事業債を活用、路面調査を実施していない路線においては、一般財源により補修を実施することになります。社会資本整備交付金要望額に対する配分率が低迷する中ではございますが、交付金の獲得に取り組み、優先順位を見極め、効率的な事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

なお、このたびの9月補正予算につきましては、例えば地域内の狭隘道路で下水道管理設工事に伴う路面復旧を実施されてから長年経過し、気象条件等の外的作用を受け、損傷度合いが高くなった道路箇所では交付金及び起債の活用対象外の路線において、高齢化が進む中、住民の歩行の安全確保のため早急に舗装・補修工事を実施する必要があるものを予算として計上させていただいております。安心して暮らせるまちづくりのため、御理解、御協力を賜りますようお願いするものでございます。

以上です。

議長（福西広理君） 福山議員。

3番議員（福山臣尾君） ありがとうございます。今の答弁から、本町における1級及び2級幹線名をお伺いしたいと思います。

また、本町の優先順位の考え方により、現状、優先順位の高い路線名と今後3年以内に道路舗装工事が必要または舗装工事を予定されている路線についてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（福西広理君） 事業課長。

事業課長（山口尚亮君） ただいまの議員の御質問に担当課よりお答えさせていただきます。

1級町道は、結崎線などの4路線、2級町道は吐田線などの8路線、その他町道328路線の全340路線を町道認定し、管理しております。

優先順位の高い路線としましては、寺川右岸の結崎3号線及び結崎38号

線、また、大和川左岸の下永橋から板屋ヶ瀬橋までの下永吐田線の3路線が、路面調査の結果、ひび割れ及びわだち掘れ率が高く、職員による補修が多発している路線になります。

令和2年度から4年度の3年間の工事实施予定につきましては、優先順位の高い3路線について、交付金を活用した改築補修工事を、下永西城地区から吐田地区までの吐田7号線や役場から井戸橋までの結崎梅戸線などを公共施設等適正管理推進事業債を活用して補修工事を実施する予定でございます。

また、地域内の狭隘道路につきましては、道路パトロール及び地元要望により、道路補修実施を検討させていただき、円滑な道路維持管理に取り組みたいと考えております。

担当課からは以上でございます。

議長（福西広理君） 福山議員。

3番議員（福山臣尾君） ありがとうございます。いずれも優先順位の高いところは1級・2級道路であり、また、補修がここ3年以内に行われるのは交付金が発生する道路が多いとは思いますが、町民からの要望としましては、生活道路、区分で言うC、D部分であっても、今後、町民、自治会からの要望があれば、それも優先順位に加味していただきたいなと思います。

それと、余談にはなるんですけども、去年の6月、唐院内で、新聞配達のおじさんが田んぼに——6月なので水が入ったところなんですけども——バイクで落ちるとい事故を目撃しました。その道を見ると、結構わだちがひどくて、それが確実な原因かどうかは分かりませんが、町民から見るとかなりたわんでいるなという感じがします。その辺、町民、自治会からいろいろ要請があれば、即時点検していただきたいなと思っています。

今後とも安心安全なまちづくりのために頑張ってくださいなと思います。

以上です。

議長（福西広理君） 町長。

町長（竹村匡正君） 住民の皆様方の御要望もございしますが、財政については限りもございしますので、福祉予算にかける、またインフラ整備にかける、その辺のバランスを見ながら、財政状況を見極めながら、しっかり対応してまいりたいと思いますので、また議員の皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（福西広理君） 続きまして、5番 松村定則議員。

5番議員（松村定則君） 5番 松村であります。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

川西町では、新型コロナウイルス感染症対策として、住民生活の経済的支援や感染症拡大防止対策を目的に、川西町独自の新型コロナ対策を実施されていますが、その施策の中で、水道基本料金の免除と幼稚園・小学校・中学校の給食費の無償化を今年度のみとして実施されていますが、来年度も継続

して取り組めないか、お伺いたします。

議長（福西広理君） 町長。

町議長（竹村匡正君） 松村議員の御質問、「川西町独自のコロナ対策について」
にお答えいたします。

御承知のように、政府においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、地域経済、住民生活の支援に加え、感染症の拡大収束後においても地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設され、本町においても既に第1次内示・第2次内示配分を受けて、今年度中に実施する様々なコロナ対策事業に取り組んでいるところでございます。

議員御指摘の水道基本料金の免除につきましては令和2年度の6カ月間、また、幼稚園・小学校・中学校の給食費については令和2年度3月末まで無償とする補正予算を既に6月議会に上程し、御承認いただいたところでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、町民の方々の生活を経済的に支援する必要があると考え、町独自の考え方の下、この地方創生臨時交付金を活用して臨時・特例的に実施した施策であります。

御承知のように、水道事業は地方公営企業法により独立採算制を基本とし、その経費は経営に伴う収入によって賄わなければならないとされていて、川西町水道事業給水条例第22条においても、水道料金は、水道の利用者から徴収することが定められております。

また、幼稚園等の給食費については、川西町学校給食の実施に関する条例第3条において、「学校給食費は、園児児童の保護者及び給食を受ける教職員等の負担とする」とされ、材料費について実費弁償していただく受益者負担の原則が明記されております。

そのため、これらの法律や条例の規定に基づいて、それぞれ御負担いただくことが原則でありまして、今後、感染者数の急増や地域経済の深刻なダメージの発生など、何らかの支援策が急務と認められる場合を除き、現時点では、御指摘の水道料金の免除や給食費無償化については検討いたしておりません。

以上です。

議長（福西広理君） 松村議員。

5番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。

まず、水道料金のことなのですが、収入に応じてというお話もありましたが、1人でお住まいの御家庭と、今は少なくなりましたが、6人7人お住まいの家庭の基本料金が同じというのはいかがなものか。考え方をもし検討いただければ、1人幾らの基本料金という考え方もあるのではないかなど、ひとつ御提案させていただきたいと思っております。

それから、給食費の無償化についてですが、子どもたちの貴重な栄養源、

食事を取る習慣も含めて、子どもたちの将来に向けての発育にとって重要なものだと考えております。これも親御さんたちにとっては子育てのしやすい川西町ということで、ぜひとも無償化を続けていただけたらと。

以上、御提案をさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、松村議員の御質問にございました、水道料の基本料金について世帯単位ではなくて個人単位で課すべきではないかということでございますが、基本的に水道料金というのは水道の使用量に応じて課しておるわけでございますので、現状どおりに設定するのが妥当ではないかと考えております。

また、給食費の無償化の対応でございますが、これは、コロナ対策とは別で検討する次元の話だと考えておりますので、現時点では、基本的に給食費については実費弁償していただく方針で対応したいと考えております。先ほども申し上げましたが、今回のようにコロナ禍において地域経済が深刻なダメージを受けるなどというような状況が発生した場合について、また今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議 長（福西広理君） 続きまして、12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。議長の許可を得ましたので、町長に質問をいたします。

内容は、コロナ関連の対応策について、PCR等の検査体制の強化をし、発症の事後対応から防疫型の事前対応への方向性について、並びにコロナに起因する休業補償策に関する町としての手だてについてお伺いするものであります。

目下、コロナの収束状況が依然見えてこない中、秋から冬にかけては一層の感染の拡大が危惧されているのが、今日の我々を取り巻く状況であります。町長も御承知のとおり、知見の今日的到達は、これまでの事後対応から事前対応の防疫型に向けた手だての構築が求められている状況にあります。過日、この件での町長への申入れの際にも、このことを踏まえ、症状のある人を診断する検査手法から、感染力のある無症状者の発見と保護に至る検査手法と体制の構築へ、関係行政機関及び国保病院等のタイアップによる取組を求めたところであります。

手だてとしましては、国保病院等でのPCR等の検査の強化、20代や30代など、また大阪由来に鑑み、大阪方面への通勤・通学者を中心にした無症状感染者の確認体制の確保、医療や介護、福祉関係者及び学校関係者の定期的な検査体制の確立、それから陽性者の保護体制の強化を上級機関へ要求することなど、本町の手だてとして取り組むべき課題と存じますが、いかにお考えになりますか。これらに関する町長の御所見をお伺いいたします。

また、コロナ関連の休業補償策であります。国の雇用調整助成金等にお

いては、コロナ感染状況に鑑み、その期限を今年度いっぱいまで延長する措置が講じられるなどして対応に当たられているところでもあります。これに関連して、町からも案内しているように、こうした制度への上乗せの支援策は県においても取り組まれておりますし、類似の取組は県下の市町村でも見られる状況にあります。

これまでのところ、町長からは、こうした措置は国や県に任せるとの意向が示されるにとどまっておりますが、コロナ感染状況からして、収束には相当のパンを必要とすることからも、期限の延長に至っている経緯を踏まえれば、本町でもこうした休業補償分野の取組があつてしかるべきではないかと、かように考えます。本町としても、国や県の策にとどめず、この分野での支援策の実施に踏み切ることがを求める次第であります。

手だてを講じるか否か、この点についても町長の御所見をお伺いいたします。

以上、コロナの検査体制の強化及び町としての休業補償策等の対応についての御答弁、よろしくお願ひいたします。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問、「コロナ関連の対応について」にお答えいたします。

まず、PCR検査についてでございますが、議員御承知のとおり、私自身、医療の専門家でもなく、疫学的な知見が十分にあるわけではございません。そのことを御了解の上での御質問であるので、その答弁は、公になっている情報や医療関係者から知り得た情報を基に私なりの見解として御回答することであることを、まずもって御了解いただきたいと思います。

新型コロナウイルスへの対応に関しましては、特別措置法に基づいて国・県・市町村が連携しつつ、それぞれの能力、特性に応じ必要な措置を講じる体制となっていて、基本的に医療提供体制の確保や検査体制などについては、国・県の通達・指示の下、市町村がこれに従うという役割分担がなされていると認識しております。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する厚生労働省通知によれば、検査対象者は、新型コロナウイルス感染症の患者、当該感染症の無症状病原体保有者、当該感染症の疑似症患者、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とされ、このうち、疑うに足りる正当な理由のある者とは、濃厚接触者のほか、関連性が明らかでない患者が複数発生するなど、検査前確率が高く、かつクラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にある地域や集団、組織などに属する者とされております。

行政検査以外にも、東京の世田谷区では、感染に伴う重症化を避けるため、介護事業所、障害者施設や保育園などで働く職員、特養などの入所予定者を対象とする社会的検査の実施に取り組んでいく方針を示しており、その動きは一部の自治体でも広がっていると聞いておりますが、場所の確保、人材の

確保、財源の確保といった課題があり、世田谷区では行政検査として位置づけられないか、国等と協議を進めるとのことでございます。

また、奈良県におきましても、今後、新型コロナウイルス感染症患者が急増した際には、医療従事者や介護施設職員等を定期的に検査できるよう、この9月の県議会で補正予算を計上されましたが、これらの対策は、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大により重症化クラスターが発生し、社会的インフラが使用できなくなることを回避するための措置として行われるものと認識しております。

限りある医療資源は有効活用することが求められますが、このような行政検査、社会検査以外に、議員お述べのようなPCR調査を実施する場合は、その趣旨、目的、効果、その活用方法を明確にする必要があると考えるところでございます。ある医療関係者の意見によりますと、無症状者を無作為に検査した場合、濃厚接触者でなければ陽性率はほぼゼロとのことであり、さらに、その時点で陰性を確認しても、翌日には感染するかもしれず、PCR検査の意味がないと聞いております。

また、PCR検査で陽性と確定した場合、感染症法に基づく入院勧告や就業制限を伴いますが、こうした行動制限を伴う検査は任意とせざるを得ず、対象者の抽出をどう行うのか、どのような頻度で行うかなどの課題も含め、効果ある検査の実施については極めて懐疑的にならざるを得ないと考えております。

さらに、昨今、コロナ感染者に対する差別・偏見に関する報道を散見しますが、これらは過度の社会的規範、同調圧力から生じているとの意見があり、このようにして無症状者をスクリーニングしていくことは、結果としてそうした風潮を助長することにもつながりかねないとする次第でございます。むしろ、ゼロリスクはあり得ない、ウィズコロナ（コロナとの共存）を念頭に対応していくべきとの考えが、町政を預かる者としての私の考え方でございます。

次に、休業補償についてお答えいたします。

厚生労働省の雇用調整助成金制度は、外的要因により売上げ減少に陥った企業が従業員に休業手当を支給する場合の助成金制度で、新型コロナ対応の休業補償支援策は、この制度をベースに雇用調整助成金の特例や緊急雇用安定助成金の実施により拡充が図られていると聞いております。この制度は、従業員の雇用維持を図ることを目的としており、労使間の協定に基づき雇用調整を実施する事業主に対して助成を行い、今回の特例措置では、事前の計画提出が必要だったものが不要に、正規雇用のみが助成対象だったものが非正規労働者も対象に、休業手当の一部のみ助成であったものが全額助成も可能になり、そのほか、支給上限額の引上げや日数制限の撤廃など様々な変更が加えられていて、7月からは新たな制度、新型コロナ休業支援金・給付金の創設により、企業が助成金を申請する方式に加え、労働者自らも申請が可

能になるという大きな変更・拡充が追加されたと聞いております。

支給対象となる事業主は、雇用保険の適用事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している、最近1カ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している、労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている者となっております。

一方、県において実施した奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の制度は、奈良県から施設の使用制限等の要請を受けて、4月25日から5月6日までの全ての期間、施設の休止や営業時間の短縮に協力した県内事業者に対し、奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付するもので、交付額は、個人事業主で1事業者当たり10万円、中小企業その他法人で1事業者当たり20万円となっていて、他の市町村において行われた上乘せ措置も、これらの対象事業主に協力金を加算するものでございます。したがって、雇用の維持を目的とする国の雇用調整助成金制度と感染拡大防止を目的とする協力金制度とは趣旨が異なると理解しております。

なお、本町におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある事業主に対する支援制度として、1つに県内飲食事業者が取り組むテイクアウト、デリバリーの導入等に要する経費の10万円の助成制度や、2つ目に、消費喚起対策クーポン券の発行による町内事業所の町民による応援事業を予算措置済みでございますが、さらに今回の9月補正予算では、奈良県が実施する奈良県新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業の対象者等への助成制度を設けるべく、予算計上しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々を対象に、早期の売上げ回復対策や感染防止対策として実施する事業に係る経費の一部として、1事業主当たり10万円を限度に補助するものでございます。

なお、国におきまして、中小法人で200万円、個人事業主等で100万円の持続化給付金制度が、また、家賃支援給付金も法人で最大600万円、個人事業主で最大300万円が制度化されているところでもございますので、これらについても御活用を検討されたいと考えております。

以上でございます。

議長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） まず、コロナ関連ですけれども、今の制度は町長が言われたようなことになってると思いますし、町長も自らお述べですし、私も疫学的な知見というのは全くと言っていいほどない者同士の話になるんですけども、防疫的な取組というのは、町長としてはどう思うてはるか。そのところはやっぱり必要やと、発症した事後対応というよりも、やっぱり事前対応、防疫型というふうに呼ばれていますけれども、その辺に関してはいかがお考えですか。

議長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 防疫につきましては、各個人が対応するしかないのかなと考えておりました、いわゆる3密の回避や新しい生活様式に従っていただいて、感染を防いでいただくしかないのかなと思っております。

あと、役場といたしましては、3密にならないように施設の運用について考えていきたいと思っております。

以上です。

議 長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） コロナ関連で、介護や医療、教育現場、こういうところで働かれている就業者の皆さんは、一般とは違う、今言われたような防疫的な措置に加えて手だてが必要やと思うんです。この辺、介護、医療、教育現場等々の職員に対する手だてというのは、町長としてはいかがお考えになりますか。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今回の奈良県議会9月議会でそういった対応がなされるというような話を聞いておりますので、まず一義的には県で対応していただくことを見守っていきたいと考えております。

議 長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 時間が迫ってまいっていますので、休業補償の話に入ります。

結局のところ、町長も紹介がありましたように、県が休業要請を出したお店がそれに従うたら、県からの助成金がもらえるという話で、その上乘せ策に県内の市町村でも取り組んでいるところが現にありましたので、町内でも、県が休業要請をして適用された業者が「よそはあるのに、うちはあらへんの」と、こういう話になっているというのが現実の問題であります。

上乘せできる部分と上乘せできない部分、それはいろいろあるかと思うんですけども、こういった事業主に対する休業補償という取組では、やっぱり自治体としてはやるべきではないかと思うんですが、そこら辺、基本、国・県の取組に任せるといふ姿勢で行かれますか。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 県におきまして休業要請した事業所に対して協力金をお支払いすると。ほかの市町村でもその部分に対して上乘せ補償するということとございますが、本町におきましては、特に3密を回避していただくような飲食店も数少ないと考えておりますので、町からあえて休業要請を行わないことから、上乘せ措置につきましては町独自では行わず、国や県の対応でお願いしたいと考えておる次第でございます。

議 長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） これは県内業者の話ですが、東京商工リサーチの調査で、県内企業がコロナの影響を受けたので、一連の国・県の制度を利用しているということで、県内全体で言うと75%の企業が何らかの形で利用している

ということでありまして、同調査によりますと、コロナ禍が長引けば廃業もというのは全体の1割ぐらいに達しているという報道が出ています。

商工会の町外の方を除く町内に住んでおられる会員さんが大体170軒ぐらいおられるということではありますが、そのうち、コロナ対応のことで国や県で何らかの手だてが打たれていますので、9割の業者さんが相談されているというのが実情であります。さっきの県の休業要請の相談も12軒からあって、7軒がそれを受けておられる、こういうことになります。そういう意味で言いますと、町内の業者さんでは大体4割ぐらいの方が県・国の手だてを受けておられるという状況にあります。

そういう意味では、町として地元業者を育成していくということは町の取組の大きな役割でもありますし、売上げをどう立てるのかということでは、町長の御答弁にもありましたけれども、クーポン券などの策は非常に功を奏した策というふうになっていますから、そういう点で、やはり休業補償問題をどういう分野で具体的にやっていくかというのは、いろいろと検討する余地はあると思いますけれども、類似団体や県内他市町村でも見られた県の取組に対する上乘せ的措施というのは普通に取り組めるものやと思いますので、コロナの先行きの見通しの問題でもありますが、対応は、コロナが長引いているので期限を延ばしているというのが全体の流れですので、町としてもそこは考えて、これからでも対応できる方向でぜひ検討いただきますよう求めまして、その点の見解を求めて質問を終わります。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほどから申し上げましたとおり、休業補償に対する支援というのは現在考えておりません。

ただ、苦しんでおられる企業様もたくさんあると思っておりますので、先ほど申し上げました消費喚起による売上げ支援や感染防止対策に対する補助、こういったところで企業の支援をしてみたいと考えております。

以上です。

議 長（福西広理君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました認定第1号、令和元年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、議案第48号、財産の取得についてまでの認定案3件、承認案1件、議案8件、計12議案を一括議題といたします。

去る8日、当局より提案説明が終わっておりますので、総括質疑通告順により質問を許します。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。それでは、厚生委員会所管に係ります部分で若干お尋ねをいたします。

まず、一般会計決算であります。学童保育についてであります。

この間の利用状況の推移、その変遷をどういうふうに見え、その傾向から、

今後の将来の見通しをどういうふうに持っているか、お尋ねをいたします。

それから、ごみ回収についてであります。

有料化のごみ袋代でありますけれども、これは別にこのごみ袋の販売によって町が儲ける必要はありませんので、当該年度のこれに係ります経費の収支でいけば、ざっと500万円の収入ということになります。これを活用し、袋代そのものの減額にも使えますし、また、資源回収でごみ減量には各種団体が取り組んでいただいていますので、そういったところへの補助金の補助単価の引上げ等にも活用していくことはできます。こういった問題は従前から議論を重ねておりますけれども、これら住民還元策としての使い道の拡充はあってしかるべきと考えますが、その方途についてお尋ねをいたします。

次に、国保の決算についてであります。

県下統一保険料に向けて、保険料のアップとの関係で、今後、現状から言えば2割以上上がっていくということが示されていますけれども、その上がっていく間、今現在、基金残高を保有していますので、その基金の使途についてどう考えているのか、お尋ねをいたします。

それから、軽減対策として、町長とはこの間議論を重ねていますが、全体の6割を占める法定軽減世帯や、保険料算定の均等割によって赤ちゃんにも賦課される仕組み上の問題等々であります。少なくとも子どもの均等割については、国の制度化等の問題で解決を見るのを待つのではなく、町としての実施を求めるところであります。町長としては、これは町としてはやるつもりはないけれども、上級機関へ打診しているということでもあります。制度の在り方について、町長はこの点どのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

それから、介護保険決算についてであります。市町村事業の任意事業で取り組んでいますグループホームぬくもりの郷利用の一部の軽減策が当該年度で廃止をされております。川西町の住民サービスとして、市町村事業、任意事業ですので、これは町独自の取組として残すべきというふうに考えるところでありますが、こうした市町村事業の在り方についてはいかががお考えになっているか、お尋ねをいたします。

次に、補正予算についてです。国保の補正であります。

条例化されました国保補正で、傷病手当の予算が組まれました。この傷病手当は被用者が対象で、事業主はその対象からは外れているというのが現状であります。この被用者というところには、事業主の奥さんや息子さんなど、いわゆる白色申告の場合の家族専従者が含まれるとのことですが、その確認をしておきたいと思っております。

それと、本制度から外れている事業主の問題でありますが、やはりこれは制度上の矛盾やと思っておりますので、制度を補完すべく、自治体でそれを実施している、いろいろなやり方がありますけれども、事業主対応として幾ばくかの補助対象というような形で、対象から外れた事業主を補完する取組をしてい

る自治体も見られますので、本町での補完措置の実施について考えはいかがお持ちか、その辺についてお尋ねをいたします。

以上です。

議長（福西広理君） 川竹健康福祉課長補佐。

健康福祉課長補佐（川竹純子君） 芝議員お尋ねの令和元年度一般会計決算についてお答えいたします。

学童保育についてですが、本町の学童保育利用者数のこれまでの推移を見ますと、10年前の平成22年度に44名であったものが、令和2年度には121名となり、約3倍に増加しております。また、各年度における利用者の変化を見ましても、毎年、前年度の1割程度ずつ増加しており、夫婦共働き世帯の増加などといった現代社会情勢が反映されていると思われま

す。このように年々増加傾向にある学童保育利用希望者の受入れ対応として、平成26年度及び平成28年度に定員の増員、また夏休み等の長期休暇利用枠の創設などを講じてきました。しかし、これまでも増して令和2年度における利用希望者の増加があり、それに対応するため、本年4月より、普段使用していない小学校の普通教室を学童保育所分室として開設したところがあります。

今後ますます核家族化が進み、同時に夫婦共働き世帯が増えていくことを見据え、学童保育所利用希望者にできる限り希望どおり利用していただきたいと考えております。については、定員増員の検討や、昨今の新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を図りつつ、小学校の普通教室の利用に限らず、既存の町有施設等の有効利用も念頭に置き、子どもの放課後生活が安全で、かつ保護者の方が安心できる学童保育所運営を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（福西広理君） 大西住民保険課長。

住民保険課長（大西成弘君） 私からは、芝議員御質問の令和元年度一般会計決算のごみの回収と、令和元年度国民健康保険特別会計決算について及び令和2年度国民健康保険特別会計補正予算の3点についてお答えいたします。

まず、令和元年度一般会計決算のごみの回収の御質問にお答えいたします。

有料ごみ袋の販売代金から、可燃・不燃・リサイクル袋などの製作費と、販売各店舗の取扱い経費を差し引くと、議員仰せのとおり、収支で約500万円となります。この費用を活用し、袋代の値下げや資源回収団体への補助単価の引上げなどの住民還元策をとるのですが、現在も資源回収団体などへの助成金として袋代の収入を活用しているところです。その収支から資源回収団体などへの費用を差し引きしますと、令和元年度では160万円余りの黒字となっております。しかし、ごみ処理には、収集・運搬に係る経費など様々な費用が必要であり、剰余金につきましても活用しています。さらに、平成30年度決算の収支を見ますと、資源回収団体の

助成金などで78万円余り不足し、他の財源から補填している状況となっています。また、これ以外の過去の年度におきましても、金額の大小はありますが、助成金などの額を賄えていない年度もございます。

そこで、資源回収団体の助成金において、平成27年度にはなりますが、実施回数で5回目以降となる場合には、回収加算として金額を追加する見直しも行っております。このことから、現在でも資源回収団体助成などで住民の皆様への還元はできているものと考えております。

しかし、地域において資源回収・廃品回収の実施のための担い手が減少しているなど課題もあるため、今後も引き続き地域の状況を確認しながら、補助単価の引上げなど、見直しも含め検討してまいります。

また、今年度には、議員も御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策として有料ごみ袋を全世帯に無料で配布していますので、収支はマイナスと見込んでおります。

以上がごみの回収についての答弁となります。

続いて、令和元年度国民健康保険特別会計決算の御質問にお答えいたします。

まず、現在奈良県では、令和6年度に実施される県内市町村の保険料水準統一に向けて、県が県全体の医療費の伸びなどを見込んだ上で、各市町村が県に支払うための事業納付金を算定することとなっています。これを基礎として、各年度の標準保険料率が示されることとなります。この標準保険料率を参考としまして、本町では、都道府県単位となった平成30年度に保険料率の見直しを実施しており、それ以降は据置きしている状況でございます。この据置きによって県に支払う事業納付金が不足となる場合に、その費用を財政調整基金で補う予定でございます。また、令和6年度以降において、何らかの事由で収納不足が生じた場合などに必要な財源であるとも考えております。

また、今年度より、無受診世帯などを対象とした健康優良世帯表彰事業を開始し、対象世帯に表彰金を支給することで被保険者に還元しています。

あと、子どもの均等割額の免除についてですが、従前から申し上げておりますとおり、子どもの均等割を町独自で減免することは、地方税法703条の4に規定されているものと異なることから、適切ではないと認識しており、また、令和6年度の保険料率の統一化までに、減免基準についても県内市町村で統一化が図られます。これに向けて協議を重ね、減免基準の統一化を進めている中、本町のみ独自で減免を実施することは、これに逆行するため、考えておりません。本町といたしましても、やはり国が制度化するものであると考え、本年7月に県を通じ、政府要望もしているところでございます。

以上が、令和元年度国民健康保険特別会計決算についての答弁となります。

次に、令和2年度の国民健康保険特別会計補正予算の御質問にお答えいたします。

これは、内閣に設置されている新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の第2弾として、国民健康保険及び後期高齢者医療保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村などに対し、支給額全額について国が特例的に財政支援を行うことが決定されたことを受けまして、厚生労働省から市町村などに対して傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされました。

そこで、本町でも、5月の臨時議会において、傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の専決処分を御承認いただいたところでございます。

そこで、支給対象者について申し上げますと、まず、被用者の方が対象となっており、雇い主から給与の支払いを受けている方です。その給与の支払いには個人事業を手伝っている家族・親族への給料、いわゆる専従者給料も含まれますので、専従者の方も対象となります。

また、個人事業主に対しての新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の支援策である持続化給付金を利用していただければと考えますので、検討しておりません。

ちなみに、奈良県内の市町村で独自の制度として実施しているところはないことを申し添えます。

私からは以上となります。

議長（福西広理君） 岡田長寿介護課長。

長寿介護課長（岡田充浩君） それでは、続きまして、令和元年度介護保険事業勘定特別会計決算についてお答えさせていただきます。

ぬくもりの郷グループホーム利用料の食費に関する軽減措置の継続についてでございますが、これに関しましては、さきの定例会での総括質疑にてお答えさせていただいておりますとおり、当時、介護保険法に定められる施設等の食費基準額が、従前の1日当たり780円から1日当たり1,380円に改正されることに伴い、激変緩和の目的で、住民税非課税世帯の入居者の方を対象に、平成27年7月から、1,000円を超える部分の380円を補助させていただいてまいりました。補助開始から4年が経過し、一定の目的が達成できたとして廃止させていただいているものでございます。

また、ぬくもりの郷だけでなく他の施設へも補助対象を広げることについてもお尋ねいただいておりますが、認知症グループホームは地域密着型であることから、原則は地元住民のみの利用となっております。最近では利用ニーズも多く、ぬくもりの郷も入所待ち状態であることから、一定の条件下、川西町の住民でありながらも町外のグループホームに入居させていただいておるケースが増えてきております。今年度中には町内に新たなグループホームも整備され、開設される予定で現在は進んではおりますが、ぬくもりの郷以外の他の事業所との公平性、特に町外施設に入居されている方の場合、同じ施設の他の利用者の方との負担の公平性の観点からも、継続することは

好ましくないと判断しております。

以上でございます。

議 長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） それでは、まず一般会計について重ねてお尋ねいたします。

学童保育については、当初の3倍になって、今121名、今年度はそういうふうになっているということでお答えをしていただいたとおりであります。結局、5年生と6年生を断らざるを得なくなっているというのが、今のキャパとの関係で言うと、事象が起こっているということですので、対応としては、それらも含め、この変遷を見る中から、利用の申し出があれば受け入れるように対応していきたいということで考えていただいているということですので、この点は鋭意努力を続けていただいて、申し出に応じられる体制をとっていただけたらというふうに思いますので、そこはよろしくお願いをいたします。また、町長御自身から、その辺について、こうだという話も出してもらえたら、より一層ありがたいかなと思います。

それから、ごみ回収についてであります。

収支の話で言いますと、単純に住民が買うお金から製作に係る経費を差し引いたら、収支で500万円ということ。いずれにしても、ごみ処理を含めた清掃全般ですけれども、そもそもごみ袋を有料にする前から同じ仕事をずっとやってきて今日に至っているということがまず大前提になっているというふうに私は思っているんです。ごみ量の推移を示してもらいますと、10年スパンで見ましたら、家庭のごみは今が大体1,600トンぐらいで、これが10年前ですと1,800トン、さらに10年さかのぼって平成11年ですと2,200トンということですので、確実に量は減ってきていると。人口もずっと減ってきているということも背景にはあると思いますので、ごみの分別や減量の効果とごみを出す人口との関係ももう一つ見ておくとあんかとは思いますが、減量と分別は、ごみ量の推移からすると、明らかに一定効果が出ているのではないかとこのふうには思っています。

この中で、資源回収団体の皆さんとか子ども会や自治会等々でありますけれども、より一層ごみの減量化に力を貸していただいているということになりますので、そういう点では、もともとごみ処理はごみ袋有料化以前からやってくる問題ですので、有料化によって出てきている財源というのは、その他の経費云々ということでは関係ないと私は思っています。皆さんが協力して、減量化に現につながっているわけですので、そういう意味では、やはり住民還元策、この分野で住民に対する新たなメニューということで、町としては視点を置いていいのではないかとこのように思うんですが、その辺についてお考えをお聞かせいただけたらと思います。

国保決算ですが、いずれにしても、基金残高は保険料を上げていかずにと据え置いているので、県との関係で言えば、納付金を求められたら保険

料で回収でけへんだ分、納付金の不足分を現在の基金残高で埋めていくということで、残ったら、そのまま残しておいて、何がしかの不測の事態のときにそれを使っていくということになるのかなと思います。そういうことでいけば、計画では、統一保険料が決められ、県下で単一化が実施される令和6年には、保険料的には今言われているように2割程度上がらざるを得ない、こういう方向になるということで推移することになるんですな。その辺、確認をしておきたいと思います。ただ、それまでは保険料は据え置いて、県との関係で言えば、納付金の不足分は基金を使って埋めていく、こういう計画で進めるということかと思うんですけども、そこら辺の動きをお示しいただけたらと思います。

それから、介護保険の決算についてであります。

これは、介護保険の制度上の問題もありますけれども、市町村の任意事業という取組になりますし、町外の人と川西町の人との違いが起こるということは、それはそれで川西町の事業として取り組めば当然起こってくるようになりますけれども、やはり町として住民に対する取組を介護の分野でどうしていけるのかということになってくると思います。保険料などの場合、介護保険は他会計から繰り入れたりして保険料を安定させるとか、介護保険料が膨らまんように、ほかからお金を持ってきて準備基金の積立てをしておくとか、そういうふうな融通が全く利きませんので、あくまでもこの会計の中でやるということになってきます。そういう点で言うたら、利用料のところで任意事業で市町村の取組が可能ならば、そこは市町村の取組、川西町の取組として、そういった施策があってしかるべきではないかと思うんですけども、その辺、考え方として、そういった独自の取組についてお聞きしておきたいと思います。

それから、次は国保の補正であります。

これは傷病手当の問題であります。町としては、事業主の傷病手当は制度から外れているけれども、それを補完する予定はない、こういうことやったかと思えます。この制度ですけれども、給料日額で言えば、上限が3万887円と設定されていますので、日額3万円もらっている人が月25日働くとしたら、月額に直せば75万円ぐらいの給料をもらっている人までが対象ということになりますので、これに近いほとんど全ての被用者の皆さんは、コロナで入院しはった場合は、この傷病手当の対象になるということになります。同じことが事業主に起こった場合、事業主は除外されてしまうということでもあります。

持続化給付金という話ですけれども、持続化給付金は、病気で傷病手当が出えへんときに補完するための措置で取り組まれている制度ではありませんし、そういう点では、コロナ対応で入院した場合に傷病手当が出ないのは、現行の保険制度の中でいけば、個人事業主も含めた国保の事業主のみということになってしまいますので、ここはやっぱり自治体として幾ばくかのそう

いうときの対応策ということは用意しておかないことには、漏れ落ちが出てしまうのではないかと思います。その辺について、制度の在り方も含め、町の取組を重ねてお伺いいたします。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、学童保育に関しましては、先ほど課長補佐が申し上げたとおりでございまして、年々利用者が増えている状況でございます。ただ、他の市町村と比べまして、本町は高学年の希望者も受けているような状況でございまして、なかなか現状のキャパシティではいっぱいいっぱいかなと考えております。極力利用者の希望に応じられるように、今後も対応していきたいと考えております。

次に、ごみ回収に関してですが、令和元年度では資源回収団体への費用を差し引いても160万円余りの黒字となっているという話でございましたが、予算を組んだときには、どれだけごみ袋の製造コストがかかるかわからないような状況で、予算時点では資源回収団体への交付ができず、ごみ袋の製造と販売だけで収支がとんとんという状況で、結果的に製造コストが入札によって下がったことで黒字化になったというような状況でございます。何も儲ける必要はないということは、私もそのようには思っておりますが、一方で、そもそもの目的がごみの減量化・資源化でございますので、単価を値下げすることによってそれが達成できるかどうかということも考えなければいけないということでございますので、今後またいろいろと検討してまいりたいと思っております。

次に、国保の保険料に関してでございますが、議員がおっしゃるとおりでございまして、現時点では、県への納付金と保険税の収入との差額をこの基金で補填しているような状況でございます。令和6年度までに現状より約2割程度保険料を上げなければいけないんですけれども、これを最終年度で上げると、負担が非常に大きく実感としてかかってくるので、段階的に上げなければいけないと考えております。その間、保険料収入と県への納付金との差額についてはこの基金を充てていくと。令和6年度以降、残高が残った場合については、そのときにどういった形で有効活用しようかということは検討していく必要があるのかなと思っております。

次に、介護保険でございますが、こちらは、課長からもお話がございましたとおり、ぬくもりの郷と他のグループホームとの利用者について、今まで差があったものを埋めるということでございますので、こういった対応をさせていただきたいと思っております。

次に、国保の補正の傷病手当の件でございますが、事業主が対象外であるということは、国のほうで被用者に対して給付をするということでございます。事業主には個人でやっていらっしゃる方もいるんでしょうけれども、これは国の制度にのっとって対応していきたいと考えておる次第でございます。

以上です。

議 長（福西広理君） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午前11時00分 散会）

議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生委員会

総務建設経済委員会議事日程

令和 2 年 9 月 11 日(金) 9 時 00 分 開議
 12 時 00 分 休憩
 12 時 55 分 再開
 13 時 42 分 閉会

日程第 1 認定第 1 号 令和元年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出	款 1	議会費		P 40～P41
	款 2	総務費		P 41～P59
	款 5	農商工費		P 80～P84
	款 6	土木費		P 85～P92
	款 7	消防費		P 92～P95
	款 8	教育費		P 95～P116
	款 9	公債費		P116
	款 10	諸支出金		P116～P117
	款 9	予備費		P117
歳入		上記関係歳入		P 10～

〈住宅新築資金等貸付事業特別会計〉 P189～P195

日程第 2 認定第 2 号 令和元年度川西町水道事業会計決算について

日程第 3 認定第 3 号 令和元年度川西町下水道事業会計決算について

日程第 4 承認第 11 号 令和 2 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について

歳出	款 2	総務費	項 1 総務管理費	目 13	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費	P 4
歳入		上記関係歳入				P 4

日程第 5 議案第 41 号 令和 2 年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款 2	総務費	項 1 総務管理費			P 11
----	-----	-----	-----------	--	--	------

		項 2 徴税費	P 12
		項 5 統計調査総務費	P 12
款 5	農商工業費	項 2 商工費	P 13～P14
款 6	土木費	項 1 土木管理費	P 14
		項 2 道路橋梁費	P 14
		項 3 都市計画費	P 14
款 8	教育費	項 1 教育総務費	P 14～P15
		項 2 小学校費	P 15
		項 4 中学校費	P 15
		項 5 幼稚園費	P 15～P16
		項 6 社会教育費	P 16
		項 7 保健体育費	P 16
款 11	予備費	項 1 予備費	P 16
歳入	上記関係歳入		P 8～
日程第 6	議案第 44 号	令和 2 年度川西町水道事業会計補正予算について	
日程第 7	議案第 45 号	川西町表彰条例の一部改正について	
日程第 8	議案第 46 号	川西町債権管理条例等の一部改正について	
日程第 9	議案第 48 号	財産の取得について	

出席委員

委員長	安井	知子	副委員長	福山	臣尾
委員	芝	和也	委員	中嶋	正澄
委員	伊藤	彰夫			
議長	福西	広理	副議長	弓仲	利博

説明のために出席した者

町長	竹村	匡正			
副町長	森田	政美			
総務特別参事	江畑	幸男			
総務課長	石田	知孝			
総合政策課長	喜多	勲			
税務・債権管理課長	西川	直明			
事業課長	山口	尚亮			
事業課結崎駅周辺整備事業室	松下	正嗣			
教育長	橋本	宗和			
教委事務局長	吉岡	秀樹			
事務局主幹	深澤	達彦			
会計管理者	福本	誠治			

職務のために出席した者

議会事務局長	中川	辰也
議会事務局主事	安井	洋次

欠席委員及び職員

厚生委員会議事日程

令和2年9月14日(月) 9時00分開議

10時06分閉会

日程第1 認定第1号 令和元年度川西町一般会計・特別会計決算について

<一般会計>

歳出	款2 総務費	項1 総務管理費	目11 プレミア付き 商品券事業費	P50
		項3 戸籍住民基本 台帳費		P54
	款3 民生費	項1 社会福祉費		P59～P66
		項2 児童福祉費		P66～P70
		項3 人権施策費		P70～P74
	款4 衛生費	項1 保健衛生費		P74～P78
		項2 清掃費		P78～P80
歳入	上記関係歳入			P17～

<国民健康保険特別会計>	P122～ P148
<後期高齢者医療特別会計>	P149～ P159
<介護保険事業勘定特別会計>	P160～ P188

日程第2 議案第41号 令和2年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2 総務費	項1 総務管理費	目13 新型コロナウイ ルス対応地方創 生臨時交付金事 業費	P4
	款2 総務費	項3 戸籍住民基本 台帳費		P12
	款3 民生費	項1 社会福祉費		P12
		項2 児童福祉費		P13
	款4 衛生費	項1 保健衛生費		P13
歳入	上記関係歳入			P8～

日程第3 議案第42号 令和2年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第4 議案第43号 令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第5 議案第47号 川西町介護保険条例の一部改正について

出席委員

委員長	寺澤	秀和	副委員長	松村	定則
委員	石田	三郎	委員	福西	広理
委員	堀	格	委員	弓仲	利博

説明のために出席した者

町長	竹村	匡正
副町長	森田	政美
総務特別参事	江畑	幸男
総務課長	石田	知孝

住民保険課長	大西	成弘
長寿介護課長	岡田	充弘
健康福祉課長補佐	川竹	純子
保健センター所長	野村	佳代

会計管理者	福本	誠治
-------	----	----

職務のために出席した者

議会事務局長	中川	辰也
議会事務局主事	安井	洋次

欠席委員及び職員

子育て支援担当理事	奥	隆至
-----------	---	----

令和元年川西町議会
第3回定例会会議録

(第 3 号)

令和2年9月18日

令和2年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和2年9月18日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和2年9月18日 午前10時 宣告	
出席議員	2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 総務課長 石田 知孝 会計管理者 福本 誠治 総務課長 西川 直明 総合政策課長 喜多 勲 長寿介護課長 岡田 充浩 住民保険課長 大西 成弘 事業課長 山口 尚亮 教委事務局長 吉岡 秀樹 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 健康福祉課課長補佐 川竹 純子	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	5番 松村 定則 議員	6番 安井 知子 議員

川西町議会第3回定例会（議事日程）

令和2年9月18日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第 1		<p>委員長報告</p> <p style="padding-left: 2em;">総務建設経済委員会委員長 認定第1号～認定第3号、承認第11号、議案第44号～議案第46号、議案第48号</p> <p style="padding-left: 2em;">厚生委員会委員長 認定第1号、承認第11号、議案第41号～議案第43号、議案第47号</p> <p style="padding-left: 2em;">討論・採決</p> <p style="padding-left: 2em;">討論・採決</p>
	(追加日程)	
第 2	発議第 3 号	川西町政治倫理条例の制定について
第 3	発議第 4 号	請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書について
第 4	発議第 5 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
第 5	発議第 6 号	学級定員の少人数化(30人以下学級)及び特別支援学級の設置基準等を設ける事を求める意見書について

(午前10時00分 再開)

議長(福西広理君) 皆様、おはようございます。

これより令和2年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

本日本におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る8日の定例会において上程され、各委員会に付託しました認定第1号、令和元年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、議案第48号、財産の取得についてまでの認定案3件、承認案1件、議案8件に対する審査の経過並びに結果について、常任委員会委員長の報告を順次求めます。

総務建設経済委員長、安井知子議員。

総務建設経済委員長(安井知子君) 議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る令和2年9月8日の本会議におきまして総務建設経済委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして御報告いたします。

当委員会は、9月11日に委員会を開催し、付託されました認定案3件、承認案1件、議案5件の計9件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、認定第1号、令和元年度川西町一般会計・特別会計決算中、当委員会所管分についてであります。

一般会計、歳入では、税の徴収について、義務的部意非の今後の見込みについての質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、歳出については、各款ごとに審査しましたので、款ごとの報告といたします。

総務費では、行政不服審査の手續について、住民の移動に関する調査及び分析業務委託について、新防災行政無線の普及率について、創業支援セミナーについてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、農商工費では、農業施設について、次世代人材投資事業についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、土木費では、空き家対策の状況、今後の取組について、町営住宅管理戸数及び住宅施策について、町営住宅入居要件における性的マイノリティ問題に対する措置についての質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、消防費では、本町の特性による避難対策についての質疑があり、詳細に答弁を受けました。

次に、教育費では、ふれあいセンターの雨漏りについてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、状況説明の進捗状況、償還が滞っている債権の状況及び今後の取組についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

なお、本案件について、各委員からの主な要望・意見については、次のとおりです。

一、災害時において迅速な情報伝達が行えるよう、防災無線の普及率が100%になるよう、住民への周知を図ること。

一、創業支援セミナー受講者がセミナー受講後にどうなったかの検証をすること。

以上、各分野にわたり細かくお聞きし、いずれも詳細に答弁いただいたものでありましたが、反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で、認定第1号は原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、令和元年度川西町水道事業会計決算についてであります。

まず、有収率と受水費の関係について、水道水の濁り対応について、県域水道一本化の進捗について、水道基本料金についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁いただいたものでありましたが、反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で、認定第2号は原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、令和元年度川西町下水道事業会計決算についてであります。

下水道事業の会計の内容についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受け、反対意見もなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、承認第11号、令和2年度川西町一般会計補正予算の専決処分については、質疑及び反対意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第41号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてであります。

歳出について各款ごとに審査しましたので、款ごとに報告いたします。

まず、総務費では、庁舎の防災対策工事の変更について、コロナ対策の予算について、住民票等のコンビニ交付について、新しい生活実践事業所支援事業についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、農商工費では、土地開発公社の貸付金についての質疑があり、詳細に答弁を受けました。

次に、土木費では、道路橋梁補修工事と道路舗装補修工事の関係性及び予算配分について、川西町鉄道駅バリアフリー化施設整備事業補助金について各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、予備費では、予備額の目安・基準について質疑があり、詳細に答弁を受けました。

また、歳入につきましては、質疑はありませんでした。

以上、各分野にわたり細かくお聞きし、いずれも詳細に答弁を受け、反対意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、令和2年度川西町水道事業会計補正予算については、質疑及び反対意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、川西町表彰条例の一部改正についてであります。

表彰する年月の縮小緩和に至った経緯についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受け、慎重な審査を頂いたものであります。議案第45号につきましては、行政委員を10年とすること及び団体への表彰の創設以外については従来どおりとする修正案が提出されました。提出されました修正案について、提出者から提案説明を受けた後、質疑、討論を行い、「表彰要件を10年に緩和することは、高齢者にとってはありがたいことだと思う。条例に鑑みた場合、各号ごとに取得要件年数を変える必要はないと考える」との意見の後、採決を行いました。採決の結果、可否同数となったため、委員長が決することとなり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、川西町債権管理条例等の一部改正について及び議案第48号、財産の取得については、質疑及び反対意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（福西広理君）　　続きまして、厚生委員長、寺澤秀和議員。

厚生委員長（寺澤秀和君）　　議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る令和2年9月8日の本会議におきまして厚生委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、9月14日に委員会を開催し、付託されました認定案1件、議案4件の計5件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、認定第1号、令和元年度川西町一般会計・特別会計決算中、当委員会所管分についてであります。

一般会計の歳出について、各款ごとに審査しましたので、款ごとの御報告

といたします。

総務費では、プレミアム付商品券についての質疑があり、詳細に答弁を受けました。

民生費では、福祉医療費の子ども医療費についての質疑があり、詳細に答弁を受けました。

衛生費では、予防費賃金について、清掃費の山辺広域灰運搬委託料についての質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

歳入につきましては、質疑はありませんでした。

次に、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につきましては、質疑はありませんでした。

次に、介護保険事業勘定特別会計では、介護給付費準備基金についての質疑があり、詳細に答弁を受けました。

以上、各分野にわたり細かくお聞きし、いずれも詳細に答弁を受け、反対意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

まず、歳出については、各款ごとに審査しましたので、款ごとの御報告といたします。

総務費では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用したコンビニ交付についての質疑があり、詳細に答弁を受けました。

次に、民生費では、児童措置費増額補正について、放課後児童対策費増額補正についての質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

歳入につきましては、質疑はありませんでした。

以上、各分野にわたり細かくお聞きし、いずれも詳細に答弁を受け、反対意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、令和2年度川西町国民健康保険特別会計補正予算については、質疑及び反対意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。

地域包括支援センターについての質疑があり、詳細に答弁を受け、反対意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、川西町介護保険条例の一部改正については、質疑及び反対意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（福西広理君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。ただいま両常任委員長から報告がありました、今議会に上程の認定1号から議案第48号までの認定案3本、承認案1本、議案8本の都合12本に対する討論を行います。

態度表明ですが、認定第1号、第2号、議案第45号は反対、あとの認定案1本、承認案1本、議案7本は、いずれも賛成するものであります。

また、認定第1号につきましては、令和元年度の一般会計並びに各特別会計の決算が一本にくくられていますので、介護保険会計については認定いたしますが、一つにくくられている関係で、認定第1号に対する態度としましては、不承認ということになります。

その認定第1号、一般会計であります。

当該年度も会計の収支はおおむね順調な経過を維持し、各種財務指標から見る結果も、良好な状態で経過したことを示しています。これは、状況からして、本町の持つ財政力は十分に体力を整えているということになりますし、それを生み出す財務力を備えている表れと存じます。

本町のような小規模自治体では、各種の事業展開いかんでは、一定の取組を進めるときには投資的経費が膨らむこととなりますが、そこは計画的な財政出動を踏まえていけば、収支の均衡を保ちながらの財政運営はできるものと心得る次第であります。逆に言えば、自治体として日常取り組むきめ細かな施策の一層の住民施策に傾注する余力を備えているということと存じます。決算年度では、消費税が10%に引き上がったことによる負担増がこれまで以上に影響を及ぼしている中にあります。各人の収入がこれに負けず劣らず伸びているならば話は別ですが、こっちはほうはその兆しは一向にうかがえない中の出来事でありますので、厳しさがより増している以外にありません。それは、消費支出において我が国GDPの実に6割を占めている個人消費が、8%に引き上がったときに大きく落ち込んで、それが回復傾向にない中で、この年の10%への引上げになりましたので、より一層の厳しい状況に取り巻かれているのが今日の家計をめぐる状況にほかなりません。

しかも、今夏、内閣府が発表しましたが、我が国のこれまでの景気のピークは2018年10月ということでありまして、この決算年度の前年がピークやったというのが今年の夏の発表であります。ですから、既に下り坂に入ってからの上昇ということが、いよいよこの発表ではっきりしてきている状況にあります。

同時に、この間、自助・共助・公助の名の下、これが一つの合い言葉を成して、住民サービスにおける財政バランス的要素が出てきているように感じています。バランスの見極めは必要ですが、常々議論を重ねている対象年齢18歳と胎児も対象に加えた子ども医療費助成制度の拡充、高等教育への学資の手だて、学童保育の受け皿の拡充、独居老人を中心にした配食サービスの回数増、住宅リフォームやブロック塀も含めた耐震補強、避難所と体育館の空調整備、ドア・ツー・ドアでの移動手段の確保など地域交通の見直し、中学入学時の制服支給や給食費無償化の問題等々、町長としてもタウンミーティング等も積極的に活用なさって、ざっくばらんに住民各位と懇談をし、本町の「らしさ」を生かして大いに意思の疎通に努め、温存する体力にふさわしいこれらの声に応えていく取組を進めていくべきと存じます。

こうした観点で、次年度以降に大いに展開されんことを求めまして、一般会計認定は不承認といたします。

次に、国保と後期高齢者医療の決算であります。

県単一化に向けて、その移行期に入った本会計であります。一定の積立金を擁していることから、県への納付金の支払いに不足が生じた場合の埋め合わせに活用しながらの運営という状況であります。ただ、単一化のスタート時には、現行に比して2割以上の保険料の引上げが試算されていることから、町長としては、一気の引上げを避けるために段階的な引上げも思料する旨お述べでありますので、それでいきますと、早晩、保険料率の変更もあり得るのが今日の状況ということにほかなりません。

県全体でこの仕組みが始まり、ルールに乗っている以上、これは避けられません。ならば、法定軽減対象者など低所得者層の負担軽減をいかに図るかが、今後一層問われてくる問題にほかなりません。収入に応じた負担、これは基本中の基本です。現在の負担額がマックスの場合、軽減基準が同様に働くとしましても、料率が上がれば実際の負担額は上がらざるを得ません。現行がマックスの場合は、負担能力オーバーとなり、支払えないということになってしまいます。

こうした問題も含め、議論の渦中にある子どもの均等割の問題も、保険である以上、受益者負担の原則が働く旨、町長はお示しですが、民間の損保のような保険と社会保障としての医療保険制度は、その根本が大きく違いますので、同様の受益者としての負担の観点は、考え方としてはそぐわないものと存じます。目下、この問題は国において制度を創設するよう、お互いのルートを通じて求めているところではありますが、まつまでもなく、年額で三百

五、六十万円の拠出で賄えますし、人口動態からすれば、この額が膨らむことは容易には見込めませんので、手の打ちようはあるものと存じます。

国保は、後期高齢者医療保険も含めまして、国民皆保険制度の要の取組にほかなりません。これがあるから皆保険制度が成り立っていますので、その保険において、税法上免除の対象者に保険料が賦課されるというのも、何度も議論していますように、制度上の大きな矛盾そのものであります。課税権限者の権限とは何ぞや。賦課も権限ならば、免除も権限に相当すると存じます。この見極めと方策を引き続き求めまして、両会計につきましても不承認とするものであります。

次に、住宅新築資金についてであります。

回収組合を通じた回収事務の最終年度に当たります。貸付金の回収の滞りが生じるなど困難な状況を克服する観点から、県下の関連自治体で回収組合を立ち上げ、本町も加入して今日まで来たところですが、自ら貸し付けたものは自らの責任できちんと回収する、これは当たり前のことと存じます。それができなかつたところに、この貸付実務の問題等々、様々な要因があることがうかがわれます。

長らく本会計においては、会計法上許容されている、収入不足の補填を翌年度から繰り入れる繰上充用の処理がなされていますが、普通は起こらない事態が発生したときに処理する術でありますから、これは非常に変則的な手法ということになりますし、こうならざるを得ないような要因が貸付の実務処理に起因する問題として起こった裏づけにほかなりません。この辺の整理に関して、これまでは回収組合がその実務に当たっていましたが、これが本町に返ってきたことでありますので、目下、償還に向けて手だての検討中とのことであります。同時に中身もつまびらかに掌握できることから、事実上の焦げつきに値する、長期間滞り状態にある15件の顛末、国費を充てるにせよ、町費にせよ、その穴埋めは税金を充てることに違いはありませんので、公金の支出に関して住民の皆さんに対してきちんと説明があつてしかるべきですし、町長御自身は、この貸付事務に直接携わった当事者ではありませんので、事の次第を整理し、説明することに何の抵抗もないものと存じます。整理後、時期を見て説明する旨、おっしゃっておりますので、履行していただきますよう、よろしく願いいたします。

これらの説明を経て、貸付実務の詳細が明らかになった上での承認ということになりますので、当該年度は本会計も不承認とするものであります。

次に、水道決算についてであります。

本会計もおおむね順当に収支を維持しているところであります。当該年度は、資産の処理を行っていますので、特別損失が生じていますが、経常収支としては1,400万円の利益計上ということでありまして、収支の推移は維持している状況にあります。

目下、本町の水道事業は、その事業形態の移行期に入っておりまして、まず

は磯城郡の一本化、それに続いて令和7年からは県単一化という渦中にあります。運営をどうしていくか、個々の取組として及ぶ範疇を超えていくことにもなりますので、そこは難しいところですが、やはり住民の利益を第一に考えての取組が基本と心得ます。

そういう点では、安価で安全で安定して供給することがその使命と存じますので、運営形態がいかなる状況になろうと、ここは欠かせないものと存じます。県下単一の道を歩むにせよ、そのメリット、デメリットは取り決める前にきちんと住民に説明の上、事を進めるべきと存じます。

審議を通じて聞いている範囲の試算では、それぞれの自治体が運営している現在の収支を単純に合算した額と統一後の収支とでは、統一後のほうが減収の見込みが試算されますので、これでは減収になる合併を進める話ですから、経営体としては非常に不自然な状態になっていると言わざるを得ません。

いずれにしましても、この辺はあくまで議案審議に際して調査の過程で得た情報を基に試算した限りの話にすぎませんが、来年1月をめどに単一化の取決めをするとのことですので、そう時間はありません。こちら辺の状況も示しながら、メリット、デメリットも掌握し、十分な説明の上、手続に入られんことを求めるものであります。

また、料金収入において、基本料金制がしかれていますが、支出における固定費にこれを充てる旨、町長は常々お述べであります。水道事業は、一般行政サービス同様に、本町住民の誰もが等しく利用できる、隅々まで行き渡っているサービスにほかなりませんので、一部住民しか利用ができないならば、利用できる人だけの負担ということでの基本料金的な手法で負担を求めることもあるかと存じますが、現在ではその状況にありませんので、水道水の利用実績に応じた料金体系で賄うべきものと存じます。現下のコロナ禍においては、交付金を活用し、基本料金の免除策が講じられています。これとは別の取り組みになりますが、これをきっかけとして基本料金制の転換策を引き続き求めるものであります。

単一化後の経営体が変わりますから、そこでの議論になろうかと存じますが、引き続き、これらの転換を通じた安定供給を求めまして、本会計についても不承認とするものであります。

以下、下水道会計の決算認定、専決承認、表彰条例を除く各補正予算案並びに条例案につきましては、いずれも賛成するものであります。

41号の補正予算ですが、平行線で議論が経過しているコロナ対応の休業補償策をどう進めるのかであります。町長としては、国・県の取り組みに委ね、他の分野での側面的な支援で賄い、町としての直接の取組は踏み出さない旨お示しですが、やはりここは、雇い主、従業員双方で休業や求職の自体になった場合の補償策が必要と存じます。基本、国の取組になりますが、身近な自治体として策を講じるべきと存じます。

国保の傷病手当においても議論をしましたように、事業主がこの手当から

は外れてしまいますので、これを一般会計で実施するの可否かの判断は必要ですが、こうした手当も町長がお示しの側面的な支援に入るものと存じます。様々にコロナ支援策の実施に踏み切る中で、こうした休業補償の分野も町として実施することを改めて求めておきます。

議案第45号の表彰条例は、この後の採決の際、修正案との関係でそのときに述べることとし、今般提出の都合12案件に対する討論を終わります。

議長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

4番堀格議員。

4番議員（堀格君） 4番堀でございます。本議会に提案されております、認定第1号、認定第2号、認定第3号、それから承認第11号から議案第48号まで、各議案につきまして賛成の立場で一言申し上げさせていただきます。

まず、今年度の決算でありますけれども、特に問題もなく、順調に推移して、結果として立派な決算になっております。特に税金あるいは保険料、こういったものの徴収率は、皆さんの御尽力もあって確実に上がってきておりました、問題なく推移しているというふうに思っております。

それから、水道事業に関しましても、県水一本化の後、順調に推移しております、今、磯城郡一本化に向けて検討されているようでありますが、そこをうまく検討していただいて、県水一本化が順調に行ったように順調に行くことを願っております。

それから、先ほど保険制度について若干議論がありましたけれども、やはりこういった制度の問題は、一発限りのもの、例えばアベノマスクではいろいろな議論になりましたけれども、1回でやるものは思いつきでやってもいいんですが、やっぱり制度にまつわるものは、本来の国が定めた制度にのっとって事に当たるとというのが基本だと思います。その上で、何か余裕があれば、その範囲内で考えればよいので、制度そのものをいじるということは極力避けるべきだと思います。そういう意味で、現在進めておられるのは、その点で問題ないと思います。

それから、住宅新築資金の貸付事業であります、この4月、町のほうで引き受けて、直ちに手を打って回収対策を進めておられるようであります。いずれ、その辺、町長もある段階で明らかにするとおっしゃっていますから、ある段階でやればよいと思いますが、もう既に着手をされているということも評価されるべきだというふうに思っております。

表彰条例の件は後ほどまた討論させていただくとして、各議案につきまして賛成の討論とさせていただきますが、最後に一点申し上げさせていただきます。最後は一点申し上げさせていただきます。

今年度、町長初め職員の御尽力で、非常に大きな黒字決算ということに相成りました。国の特別予算を使ってではありましたが、このたび、町内各家庭にクーポン券を配布されました。あれは非常に評判がよろしいので

すが、ただ、払うときの計算といいますか、使い勝手が悪いという点がちょっとあるんですが。

いずれにしても、現在このコロナ禍の中で、全町民が何かとストレスが鬱積しているというのがありますから、クーポン券は非常に評判がよかったですし、立派な決算を行いましたので、できればもう一回年末に、もうちょっと使い勝手のいいクーポン券を発行していただければ——全町民が喜んで、なおかつあれで買物をするわけですから、町内の事業者も喜ぶわけです。みんなが喜ぶわけですから、非常にいい制度だと思います。可能ならば、また考えていただければいいかと思います。

そういう要望をさせていただいて、賛成の討論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議 長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、認定第1号、令和元年度川西町一般会計・特別会計決算についてを挙手により採決します。

この決算に対する総務建設経済委員会、厚生委員会の各委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成多数であります。よって、令和元年度川西町一般会計・特別会計決算については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和元年度川西町水道事業会計決算についてを挙手により採決します。

この決算に対する総務建設経済委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成多数であります。よって、令和元年度川西町水道事業会計決算については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和元年度川西町下水道事業会計決算についてを挙手により採決します。

この決算に対する総務建設経済委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議 長 (福西広理君) 賛成全員であります。よって、令和元年度川西町下水道事業会計決算については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、承認第11号、令和2年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを挙手により採決します。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、承認です。

承認第11号は、委員長の報告のとおり承認することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議 長 (福西広理君) 賛成全員であります。よって、承認第11号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第41号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてを挙手により採決します。

本案に対する総務建設経済委員会、厚生委員会の各委員長の報告は、可決です。

議案第41号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議 長 (福西広理君) 賛成全員であります。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和2年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第43号、令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第44号、令和2年度川西町水道事業会計補正予算についての3議案を一括して採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員会、厚生委員会の各委員長の報告は、いずれも可決です。

議案第42号から議案第44号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議 長 (福西広理君) 賛成全員であります。よって、議案第42号から議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、12番 芝 和也議員から、議案第45号、川西町表彰条例の一部改正についてに対し修正の動議が提出されましたので、これを本案と併せて議題とします。

修正案は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。表彰条例の改定ですが、原案では、我々議員と副町長を現行の12年から10年に、行政委員さんを現行の15年から10年に、それぞれ期間を短縮し、一般表彰に団体を加えるという、この3点が主な変更点になります。

修正提案は、このうち議員と副町長の12年はそのままに据え置くものがあります。行政委員さんと我々議員とでは、そもそも選ばれ方が大きく異なりまして、我々の場合は、自らの意思で立候補し、住民による直接公選で託された身でありますし、副町長も、選任ではありますが、住民に直接公選で託された町長をつぶさに補佐するべく選任されていますので、おのずと置かれている立場が異なるものと心得ます。

また、現行の12年は、1期4年の任期を3期満了でこれまで表彰してきたものでありまして、一つの節目で定めているものと存じます。委員会審査の折にも、町長からは、行政委員さんを10年にするので、我々にも配慮する形で同様の10年に合わせようとなった旨の意向が伺えましたが、我々に関しては、選ばれ方と置かれている立場からして、現行の12年のままだと判断する次第であります。

よって、原案のこの部分を据え置く修正を提案するものであります。

議員の皆さんには、賢明なる御判断をいただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。修正提案の説明といたします。

何とぞよろしくお願ひいたします。

議長（福西広理君） 修正案に対する説明が終わりました。

これより、この修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論は、ただいまの修正案及び原案を含めましてお願ひいたします。

討論ありませんか。

4番 堀 格議員。

4番議員（堀 格君） 4番 堀でございます。原案並びに修正案、あえてかんかんがくがく議論するものではないとは思いますが、いずれにいたしましても、どちらかに決めなくてははいけませんので、態度表明としては、修正案に対して反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

今ここに「町村議会実態調査結果」というのがありまして、全国町村議会議長会を出しているんですが、平成28年2月に出されたもので、平成27年7月1日現在ということになっております。これを見ますと、町村議会の議員の在職年数の区分が載っているんですが、当然のことながら、順番に4年未満が一番多い。それから、4年以上8年未満が次に多い。その次が8年以上12年未満が多い。年数の順番にだんだん減っていく、こういうことに

なっているんですが、まず4年未満というのが全体の26.3%、次に4年以上8年未満——ちょっと人数は省略しているんですが——これが21.4%、8年以上12年未満というのが16.0%ということで、ここでもっと減るわけです。

要するに、1期、2期というので大体半分を占めているというのが実態のようであります。やっぱり3期になると減る。やっぱり3期までやるというのは、ちょっとハードルが高いのかなという感じがせんでもないというのが、この調査結果であります。

それはそれとして、私の経験なり、その辺から考えますと、僕の時代と違って、今、サラリーマンというのは、雇用形態はいろいろ差ありますけれども、大体65歳まで企業が抱える。65歳まで会社勤めをして、それから地域活動に入って、助走期間に入って、それからもし議員にでもなろうとなると、やっぱり70歳近くなるわけです。それからということになると、やっぱり丸々3期を務めようと思うと、やはり健康な人、体力のある人でないできなくなってくる。そういう実態からいけば、仮に3期目をやったとして、やはり途中で体力的な問題、あるいは家庭の問題で、やむを得ずリタイアせざるを得ないという事態も起こり得るわけであります。

そういうことを考えますと、今までは3期丸々務めないと表彰してもらえないということでもあります。3期目の途中でリタイアしてもええやないかという感じがせんでもない。議員の分の表彰について、我々のほうから短くしてくださいとは言いにくい問題であります。せっかく町長のほうからそういう御提案をいただいていますので、それに乗っかきたいというのが、もとの原案に対する賛成の立場での討論であります。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第45号、川西町表彰条例の一部改正についての採決に入ります。

まず、本案に対する芝和也議員から提出された修正案について、挙手により採決いたします。

本修正案に賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議長（福西広理君） 賛成少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について挙手により採決します。

原案に賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議長（福西広理君） 賛成多数であります。よって、議案第45号は、原案の

とおりの可決されました。

次に、議案第46号、川西町債権管理条例等の一部改正について、議案第47号、川西町介護保険条例の一部改正について及び議案第48号、財産の取得についての3議案を一括して採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員会、厚生委員会の各委員長の報告は、いずれも可決です。

議案第46号から議案第48号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(福西広理君) 賛成全員であります。よって、議案第46号から議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、発議第3号、川西町政治倫理条例の制定について、発議第4号、請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書について、発議第5号、新型コロナウイルスに感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について並びに発議第6号、学級定員の少人数化(30人以下学級)及び特別支援学級の設置基準等を設ける事を求める意見書についてが提出されましたので、日程に追加し、議題にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、発議第3号から発議第6号までを日程に追加し、発議第3号を日程第2、発議第4号を日程第3、発議第5号を日程第4、発議第6号を日程第5とし、議題とすることに決定しました。

日程第2、発議第3号、川西町政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8番 伊藤彰夫議員。

8番議員(伊藤彰夫君) それでは、川西町政治倫理条例の提案理由の説明をさせていただきます。

この条例は、町政が町民の厳粛なる信託によるものであることを認識し、その担い手たる町議会議員並びに町長、副町長、教育長とは、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応え、町民とともに公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的として、本条例案を作成いたしました。

提出者は私ですが、賛同者6名とともに上程いたします。

全議員賛成により可決されますことを願ひまして、提案理由の説明といた

します。

議長（福西広理君） 説明が終わりました。

本案に対し修正の動議が提出されましたので、これを本案と併せて議題とします。

修正案は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。政治倫理条例の修正提案をいたします。

今般、議員発議として設置しようとする政治倫理条例は、その目的にも記されているとおり、住民の信託を受けた我々議員や町長等が全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の影響力を不正に行使し、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、住民の信託に応え、公正・民主の町政の発展に寄与するべく設置しようとするものであります。これまでしかれていなかった本町の倫理規程を定めるものであります。

今般の規定を定めることにより、本町における倫理基準として、町政運営により一層寄与し、今後の指針として働くものと判断する次第であります。

発議に至る経緯は、皆さん御承知のとおり、昨年9月議会以来、町長の政治倫理観について議論を重ねる中、実弟が経営なさる会社の事業の発注も、現行制度に照らして基準をクリアしているので問題ない旨の答弁にとどまり、肝心の倫理観については、町長からは発せられてきませんでした。これらを経て、議会でも基準の必要性が提起され、本日を迎えるに至っています。

これらを背景にしていますので、本条例案でも、その対象に2親等までの請負契約を取り入れ、該当する条件の契約が結ばれるときは、契約先と議員や町長等との関係を公表する規定を第4条で定めています。

議員や町長等を取り巻く契約事案が何もない状態で新条例設置の場合とはもかく、今般は、今、経緯でも触れましたとおり、町長と実弟の経営する会社との契約が既に結ばれている中での条例設置でありますので、事の経緯からして、ここは、規定を定めるならば、4条で言う公表ではなく、辞退する内容にしなければ、今後も、これまで締結されてきた契約を引き続き了承することにならざるを得ません。現行法にもあるとおり、本人の請負契約の禁止ははっきりと規定されています。その趣旨は、本条例で言う目的の達成のためにほかなりません。

ならば、身内企業への発注も戒められてこそ、公正・民主の町政運営が担保されるに足る証となりますので、この部分の原案の修正を求めるものであります。

修正箇所は、原案の4条中、「次の各号に掲げる企業が第3条第1項第3号に規定する工事等の契約をしたときは、町長は、契約工事等の内容の公表に加えて契約企業と議員又は町長等との関係を公表しなければならない」か

ら、議員または町長等が役員をなす法人等が請負をすること等の禁止を定めた地方自治法第92条の2及び142条の趣旨を尊重し、「次の各号に掲げる企業は、第3条第1項第3号に規定する工事の請負契約については辞退しなければならない」への置き換えであります。

以上、議員の皆さんには賢明なる御判断をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、修正可決くださいますよう、重ねてお願いして、提案の説明とさせていただきます。

議長（福西広理君） 修正案に対する説明が終わりました。

質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論は、ただいまの修正案及び原案を含めましてお願いいたします。

討論ありませんか。

6番 安井知子議員。

6番議員（安井知子君） 私は、反対の立場から意見を申し上げます。

今回、川西町政治倫理条例案が提出されました。内容は、目的、議員、町長等及び町民の責務、政治倫理基準、町の公共事業を契約したときの措置、政治倫理審査会の設置、町民の審査請求権、審査会の審査、議長及び町長等による審査請求規則への委任等です。

特に、今回、町が関係する公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入の際、特定の業者の紹介はだめとし、町の工事等の請負に関する遵守事項として、「議員及び町長の2親等若しくは同居の親族が役員をしている企業、又は議員及び町長等が実質的に経営に関わっている企業は、契約内容の公表に加え、契約企業と議員又は町長との関係を公表しなければならない」云々とあり、この部分が今回のポイントと考えられます。

以上のことを10年、20年、30年間議員をしてきて一言も出さず、今回何か意図して言われるのか。先日まで、議員本人、家族、子ども、妻が関わってこられたのではないのか。このような立派な人倫の道、道德の規範となる原理を掲げて言うのならば、10年、20年、30年間沈黙し、座視してきたことは、議員として重大なことと考えます。

ちなみに、私は、自由競争社会を理想と考えています。本来、議員並びに町長等は、基本的にこれらの倫理は当然と考え、義務づけされていることを自覚して立候補し、議員もしくは町長になっています。公共工事に関しては、入札、競争、責任、結果、加えて川西町民の利益、これらを考えていくことこそが川西町議会議員としての重要な仕事のひとつと考えます。当然、「身内に甘く」は排除されるべきだが、現在、入札時、議員、町長等が介入できる状態にはない。もしあるならば、それを見抜き、糾弾していくのも議員としての仕事ではないかと考えます。

今回の条例案、2親等に関し、「兄弟は他人の始まり」と昔から言われている。賞罰を兄弟で分けることもない。ましてや核家族の現在、激しい競争社会を生き抜いていくために、議会が町民の縛りをきつくしてはいけない。

縛りこそ私たちの自由をそぐものである。親族縛りを入れるのであれば、せいぜい1親等が限界であると思う。その上、これらを文章に集約し、審査会を作り、誰かに監視してもらおう。いかがなものか。議員こそが、議案の審査、議会に期待されている政策形成・監視機能を発揮し、事の是非を問い、意見を述べていく、これらこそ大切な議員の仕事と考えます。

以上、川西町政治倫理条例そのものは必要であると思いますが、長い期間放置した理由を考え直し、また、親族縛りは1親等まででよいという考えのもと、今回の倫理条例案には賛成いたしません。

議長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

4番堀格議員。

4番議員（堀格君） 4番堀でございます。今回の政治倫理条例につきまして、原案賛同者は数多くおられますので、私が賛成討論していいのかどうか分かりませんが、一応代表して一言賛成討論をさせていただきます。

この条例案につきましては、何回も議員の中で議論して、そして作り上げたものであります。中身といたしまして、非常に美しい条例になっているのではないかと自画自賛しております。

ある意味で、美しいと同時に当たり前のことが書いてあるんですね。当たり前のこと。しかしながら、その当たり前のことを書くということが必要なのかなと、そういう現在の社会状況なのかなということでもあります。

今度の新しい菅内閣が「国民のために働く内閣」とおっしゃっているんですが、考えようによっては、国民のために働く内閣は当たり前のことなんですね。だけど、当たり前のことを言うことが非常に新鮮に聞こえるというのはちょっと皮肉かもしれませんが、そういうことなのかなということ、当たり前のことを書いた、非常に美しい条例だと思っております。

ただ一点、分かりにくい点があるので、身内の企業が受注した場合には、その点だけをディスクローズすることによって、監視の目を広げようという点を付け加えているわけであります。

賛同者はたくさんおられますが、順調に可決されることをお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

発議第3号、川西町政治倫理条例の制定についてを挙手により採決します。

まず、本案に対する芝和也議員から提出された修正案について、挙手により採決します。

本修正案に賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成少数であります。よって、修正案は否決されました。
次に、原案について挙手により採決します。
原案に賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成多数であります。よって、発議第3号、川西町政治
倫理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号、請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」
意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

5番 松村定則議員。

5番議員（松村定則君） 5番 松村定則でございます。寺澤秀和議員、伊藤彰夫
議員の賛同を得まして提出いたしました、請願採択を踏まえ「各交通事業者
への働きかけを強める」意見書について御説明申し上げます。

オリンピック・パラリンピックの開催を前に、バリアフリーの機運が高ま
る中、第198回国会では、精神障害者の交通運賃に関する請願が衆参両院
で採択されました。これまでに西鉄が全国初となる精神障害者の運賃割引を
実施し、札幌市、名古屋市、福岡市の公営交通においても、全国共通の運賃
割引制度が導入されております。

平成30年10月に発表されました航空会社の3障害共通割引制度の実現
は、ユニバーサルデザイン2020行動計画による国の働きかけが航空事業
者に受け止められたものであります。

こうした状況を踏まえ、全国に輸送網を持つJR、大手私鉄等の交通事業
者は、請願採択という国会の意思を尊重し、速やかに精神障害者にもほかの
障害者と同等の交通運賃割引制度の適用に踏み切る必要があると考えます。

よって、国においては、精神障害者についても身体障害者及び知的障害者
と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう、交通事業者にさらに働き
かけを強めるよう要望する意見書を提出するものでございます。

議員各位におかれましては、本意見書の提出に御賛同いただきますことを
お願い申し上げて、提案説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議 長（福西広理君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論
に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決
に入ります。

発議第4号、請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は、挙手願います。
(挙手する者あり)

議 長(福西広理君) 賛成全員であります。よって、発議第4号、請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号、新型コロナウイルスに感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

8番 伊藤彰夫議員。

8番議員(伊藤彰夫君) 新型コロナウイルスに感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について説明させていただきます。

新型コロナウイルスに感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向けた下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

この意見書につきましては、全国町村議長会及び奈良県町村議長会とともに、衆参議長、関係4大臣に提出いたします。

以上で説明を終わります。

議 長(福西広理君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これより発議第5号、新型コロナウイルスに感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は、挙手願います。
(挙手する者あり)

議長（福西広理君） 賛成全員です。よって、発議第5号、新型コロナウイルスに感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号、学級定員の少人数化（30人以下学級）及び特別支援学級の設置基準等を設ける事を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也君） 学級定員の少人数化等を求める意見書について御説明申し上げます。

特別支援学校の設置基準等を設けることも併せて求める意見書になっておりまして、松村定則議員、寺澤秀和議員、中嶋正澄議員の賛同の下、代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

学級定員の引下げに関しましては、これまでから議論が重ねられてきている問題であります。我が国は、基本40人が基準でありますので、諸外国に比べますと、例えばOECD加盟国中で見ましたら、最下位にとどまっているのが現状です。これは、同基準での教育予算も最下位に位置しますので、この問題は必然的に比例しているようであります。

本町では、旧同和対策の教員の加配基準が引き続き実施されていますので、全国に比しては、その分、厚く先生の配置がなされており、学級定員35人で運営されています。これは、さきの6月議会の答弁で教育長からも歓迎する旨、述べられているとおりであります。

いずれにしましても、学校現場における少人数化は、今日まさに渦中にある話であります。そうした下、コロナ禍においてソーシャルディスタンスは学校の教室も例外でないと、学級定員引下げに向けた世論が大きく起こるきっかけとなり、全国の小・中・高と特別支援学校の各校長会の4会長がそろって国に提言を出されるなど、一定の動きが今起こってきております。

また、文科大臣からも少人数化に向けた方向性が示されたり、国の財政諮問会議においても、これまで全くなかったこの問題が議題に上がったたり、父兄を初め学校現場の声が大きく取り上げられつつある現状にあります。

基準が見直されれば、川西小学校の現状に置き換えれば、3クラス編制が現在の1学年から4学年へと3学年で新たにクラスが増すこととなり、全部で6学年中4学年が3クラス化となり、よりゆとりを持った教育環境の提供がかなう方向へ道が開かれることにつながります。これらは、現下の密を避けることは基より、今後においても一人一人に目配りのできる、行き届いた環境整備につながることは間違いありません。

こうした動きに連動して、川西町議会としましても、国基準の見直しによる少人数化と、そもそもこうした設置基準がない特別支援学校に基準を設けることを併せて国へと求めていこうではありませんか。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせ

ていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（福西広理君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

4 番 堀 議員。

4 番 議員（堀 格君） 4 番 堀でございます。本発議に対しまして、一般論としてはもちろん賛成であります。川西町議会の名において出すということについて、ちょっと消極的にならざるを得ないという意味で意見を申し上げたいと思います。

現在の川西小学校を見ますと、5年生は3クラスになっていますが、あとは全部2クラスになっています。5年生はたまたま——たまたまと言うたら怒られますけども——78名いるから、1クラスが二十七、八名で、うまく3クラスになっているんですが、そのほかは60名規模になっていますから、なかなか。学校の設備としては、建て替えるときに全学年3クラスでいけるように教室を作ったはずでありますので、スペースはあるんですが、残念ながら児童が集まらない。しばらく60名規模、ひよっとしたらそれが減るかもしれない、こういう実態であります。

我々として、川西町を魅力的にすることによって、何とかあと10名、児童を集めてきたら3クラス編制になるかなと思うのでありますけれども、我々が大いに頑張って、児童数をあと10名ぐらい増やすという努力をしたいと思っております。

もともとヨーロッパと違いまして、我が国は都市部への人口の集積度が非常に高いという問題があって、現時点でも、ローカルなところでは学校の統合をしたり廃校になったりしている。一方、都市部では、トータルとしての人口は減りながら、人気のある学校は児童がどんどん増えている。例えば西宮市なんかは、西宮市自体の人口としては減ってきていますけれども、魅力のある西宮北口、西北の辺りは、特に学校に魅力がありまして、児童数がどんどん増えている。名前を挙げれば、あそこに有名な高木小学校というのがあったんですが、あつと言う間にマンモスになりまして、もう1校学校を作ろうということで、4年前に作ったんですが、皆さん、高木小学校に行きたいということで集まっていますので、高木という名前をどうしても残さざるを得ないということになって、かといって同じ学校名にするわけにはいきませんから、高木北小学校になっています。今、もう既に4年たったところで、児童数が603名、全て3クラス編制ですが、平均33.何名ということ。今、あの辺りは、子育て世帯向きのマンションが大いに販売されて、これ、

将来西宮市はどないするのかなと思うんですが。

かように、定員問題というのはなかなか難しい問題があるんですが、それは国レベルの話ですので、それはともかくとして、足元、川西町を見たときに、まず自分とこで3クラス編制できるように頑張った上で、こういう発議をするならいいんですが、足元から見て、ちょっと恥ずかしいなという意味で、これを出すのにちゅうちょするという意味で、反対の討論ということにさせていただきます。

以上です。

議 長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） ほかに討論がないようですので、これより採決に入ります。

発議第6号、学級定員の少人数化（30人以下学級）及び特別支援学級の設置基準等を設ける事を求める意見書についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は、挙手願います。
（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成多数です。よって、発議第6号、学級定員の少人数化（30人以下学級）及び特別支援学級の設置基準等を設ける事を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼を申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと

存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

竹村町長。

町長（竹村匡正君） 令和2年川西町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受け止めまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

本議会の開会の挨拶でも申し上げましたが、新型コロナウイルスについて第2波のただ中にある中、国においては、感染拡大の防止と経済活動の回復に向け、各種対応がなされている状況にあり、本町においても、規模は違えど同様に対応している途上にあります。なお、現在の状況から、対応が長期にわたることを念頭に、議員各位には、従前と同じく御協力をお願いいたしたく、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（福西広理君） これをもちまして、令和2年川西町議会第3回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時21分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月18日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	令和元年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月18日	原案認定
認定第2号	令和元年度川西町水道事業会計決算について	9月18日	原案認定
認定第3号	令和元年度川西町下水道事業会計決算について	9月18日	原案認定
承認第11号	令和2年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	9月18日	原案承認
議案第41号	令和2年度川西町一般会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第42号	令和2年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第43号	令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第44号	令和2年度川西町水道事業会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第45号	川西町表彰条例の一部改正について	9月18日	原案可決
議案第46号	川西町債権管理条例等の一部改正について	9月18日	原案可決
議案第47号	川西町介護保険条例の一部改正について	9月18日	原案可決